



つなぐ・つながる

仙台子ども応援プラン

— 仙台市子どもの貧困対策計画 —

平成30年3月

仙台市

目次

第1章 計画の基本 1

1 策定の経緯と趣旨	1
2 計画の位置づけ・他計画との関係	2
3 子どもの貧困対策へのアプローチ	2
4 計画期間	3
5 計画の対象	3

第2章 子どもの貧困に係る現状 4

1 本市の子どもの生活に関する実態調査	4
【調査内容】	4
【統計調査結果】	5
【アンケート調査結果】	13
(1) 子どもの学び・生活の状況	14
(2) 保護者の状況	19
(3) 地域社会・行政との関係の状況	22
2 本市における子どもの貧困の状況・背景	23
(1) 貧困と教育・学力・就学との関係	23
(2) 貧困による子どもの生活習慣・健康への影響	23
(3) 家庭の経済的困窮による影響	24
(4) 貧困と家庭環境との関係	25
(5) 周囲とのつながり	25
(6) 支援へのつながり	25

第3章 計画の基本的な考え方 26

1 基本理念	26
2 基本目標	26
3 施策推進の基本的な方向性	27
方向性1 子どもの健やかな育ちを応援する	27
方向性2 安心して子育てができる環境を整える	27
方向性3 社会とつながる・地域で支える仕組みをつくる	28

第4章 施策の展開 30

- 方向性1 子どもの健やかな育ちを応援する 30
 - (1) 子どもの生きる力を育む保育・教育の充実 30
 - (2) 子どもの育ちを支える仕組みと場づくり 33
 - (3) 困難な環境で育つ子どもへの支援 35
- 方向性2 安心して子育てができる環境を整える 37
 - (1) 子どもに届く経済的支援 37
 - (2) 子育て支援体制の充実 40
 - (3) 困難な問題を抱える家庭への支援 43
- 方向性3 社会とつながる・地域で支える仕組みをつくる 45
 - (1) 妊娠期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援 45
 - (2) 支援する人材・体制づくり 48
 - (3) 相談支援体制の充実 51

第5章 計画の推進 53

- 1 計画の推進体制 53
- 2 各施策の実施状況の把握 53
- 3 調査 53
- 4 評価 53

第1章 計画の基本

1 策定の経緯と趣旨

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。以下「法」という）が施行されたことを受け、同年8月、国は子どもの貧困対策を総合的に推進するために「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「国の大綱」という）を制定しました。これらにより、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう（法第1条）、子どもたちが健やかに成長していくための環境整備、教育の機会の均等を図ること等を目的に、子どもの貧困対策への取組が全国的に進められています。

直近の平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）においては、平成27年の17歳以下の子どもの貧困率^{※1}が13.9%と、およそ7人に1人の割合となっており、子どもの貧困対策は国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であると考えられています。

本市においては、これまで、子どもと子育て家庭を対象とした「仙台市すこやか子育てプラン」（平成9年度～）により、子育て支援施策を推進する中で、養護を必要とする児童やひとり親家庭への支援を行うとともに、特にひとり親家庭については、「仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン（仙台市ひとり親家庭等自立促進計画）」（平成17年度～）を策定し、自立支援等の各種施策を推進してきました。

また、近年は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の制定等を受け、生活に困窮する家庭に対する経済的な支援や、その子どもへの学習面での支援等に取り組んできました。

平成28年度には、本市独自の「仙台市子どもの生活に関する実態調査」（以下「実態調査」という）を実施し、子どもの貧困の実態把握を行いました（調査結果は次章に掲載）。そして、この実態調査結果等を踏まえつつ、上に挙げた取組を含む本市の子どもの貧困対策に関する施策を計画的かつ効果的に推進するため、「つなぐ・つながる 仙台子ども応援プラン－仙台市子どもの貧困対策計画－」を策定することとしました。

なお、計画策定にあたっては、外部の有識者からなる「仙台市子どもの貧困対策計画策定協議会」（以下「計画策定協議会」という）を設置し、各関連分野の専門的見地からの助言を得るとともに、市民意見募集等を通じ、多くの皆様からご意見をいただいています。

※1 子どもの貧困率

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査において3年ごとに調査しているもので、各世帯の所得から税や社会保険料を除き、1人あたりの所得を順に並べ、その中央値の半分を「貧困線」として設定し、それに満たない所得の世帯で暮らしている17歳以下の子どもの割合。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

本計画では、法や国の大綱の趣旨を踏まえながら、「仙台市すこやか子育てプラン2015」、「第2期仙台市教育振興基本計画」の課題や基本的な方向性等を基に、本市の子どもの貧困対策について改めて整理しています。

また、「仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン（仙台市ひとり親家庭等自立促進計画）」とは、相互に補完し合う関係にあります。

3 子どもの貧困対策へのアプローチ

子どもの貧困を生じさせる生活困窮家庭の問題は、経済的なものにとどまりません。保護者・子どもの健康、子どもの就学や生活習慣等、当該家庭の生活において様々な面に影響を及ぼします。例えば、保護者が健康上の理由で就労ができなければ、収入が減り、子どもの学費を工面できずに進学を諦めることもあり、さらにその影響は相互に絡み合って深刻化する傾向にあります。

また、このような問題を抱える家庭の背景には、保護者に時間的・精神的余裕がない、一部の家庭では両親の離婚やDV^{※2}を経験している、社会的に孤立しているなど、様々な状況があり、問題を複雑で捉えにくいものとしてしまいます。

さらに、どのような状態が「貧困」であるかについても、その時々^{※2}の社会情勢を踏まえた個々の価値観に関わるものであり、一義的に定めることが難しいため、「子どもの貧困」に係る問題への取組もまた、難しいものとなっています。

以上のとおり、子どもの貧困をどのように捉えるかについては様々な議論がありますが、本市の取組を実効性あるものとするため、本計画における考え方を整理し、支援対象等を明確にしていかなければなりません。そこで、本市としては、後述する本市の実態調査結果やその検証内容に基づき、「子どもの貧困」を以下に挙げる「改善すべき課題」として捉えることとします。

改善すべき課題「子どもの貧困」

主に経済的問題やそれに起因する家庭状況等により、子どもが通常享受できる生活環境、福祉、医療、教育につなげていない・つながることが困難な状態

※2 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者を含む）から振られる暴力のこと。

4 計画期間

平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成34年度（2022年度）までの5年間とします。

5 計画の対象

本計画の対象については、『現に生活困窮状態にある、または将来的に生活困窮状態に陥りやすい状況にある、母の妊娠期から20代前半までの子ども及びその家庭』とします。

生活に困窮する妊娠期の家庭においては、そのままでは産まれてくる子どもが貧困状態に陥る可能性が高いことから、早期に対応することが必要です。また、他の世代に比較して貧困率が高いとされる20代前半の若者の層までを対象とすることで、将来的な自立への効果と次世代への貧困の連鎖を防ぐことができると考えます。

計画の名称 ～つなぐ・つながる 仙台子ども応援プラン～

子どもが通常享受できる生活環境、福祉、医療、教育につながっていない、つながることが困難な状態にあることが子どもの貧困の課題であり、その改善に取り組むためには、多様な支援者が相互につながりを持ちながら、支援を要する子ども・家庭とつながり、関わっていくことが重要です。

本市では、支援を要する子ども・家庭を中心に、多くの方々がつながっていくことで子どもの貧困対策に取り組み、子どもの未来へつなげていきたいという趣旨から、本計画の名称を「つなぐ・つながる 仙台子ども応援プラン」としました。

1 本市の子どもの生活に関する実態調査

本市では子どもの貧困の現状把握等を目的として、平成28年度に実態調査を実施しており、調査結果については、平成29年1月に「仙台市子どもの生活に関する実態調査 調査結果報告書」としてまとめています。

以下には、計画策定にあたっての現状分析のため、実態調査結果の概要を掲載します。

なお、一部統計データについては、最新の数値に更新をしています。

調査内容

①統計データの整理・比較分析

子どもの貧困に関連する本市、他都市、国等の統計データ、事業実績データ等の収集、比較検討を行いました。

②アンケート調査

次の4種類のアンケート調査を行いました。

調査種類	対象	配付数 ①	総回収数	有効回収数 ②	有効回収率 ②/①
一般アンケート	本市居住者の0～18歳未満の子どもがいる世帯の保護者	4,500	2,652	2,649	58.9%
対象者アンケート (保護者用)	生活保護受給世帯または児童扶養手当受給世帯のうち中高生の保護者	1,209	463	463	38.3%
対象者アンケート (中学生・高校生用)	生活保護受給世帯または児童扶養手当受給世帯の中高生	709	237	236	33.3%
対象者アンケート (中学生・高校生用) 児童養護施設入所者用	児童養護施設に入所している中高生	100	98	97	97.0%

③支援者ヒアリング調査

困難を抱える子どもや家庭の支援に関わる12の施設・団体等を対象に、日頃、支援対象としている子どもと保護者の特徴・課題等についてのヒアリング調査を実施しました。

統計調査結果

①子どもの貧困率（全国）

国における子どもの貧困率は平成6年から上昇傾向にあり、平成24年には過去最高の16.3%となりましたが、平成27年は13.9%と若干下降しています。

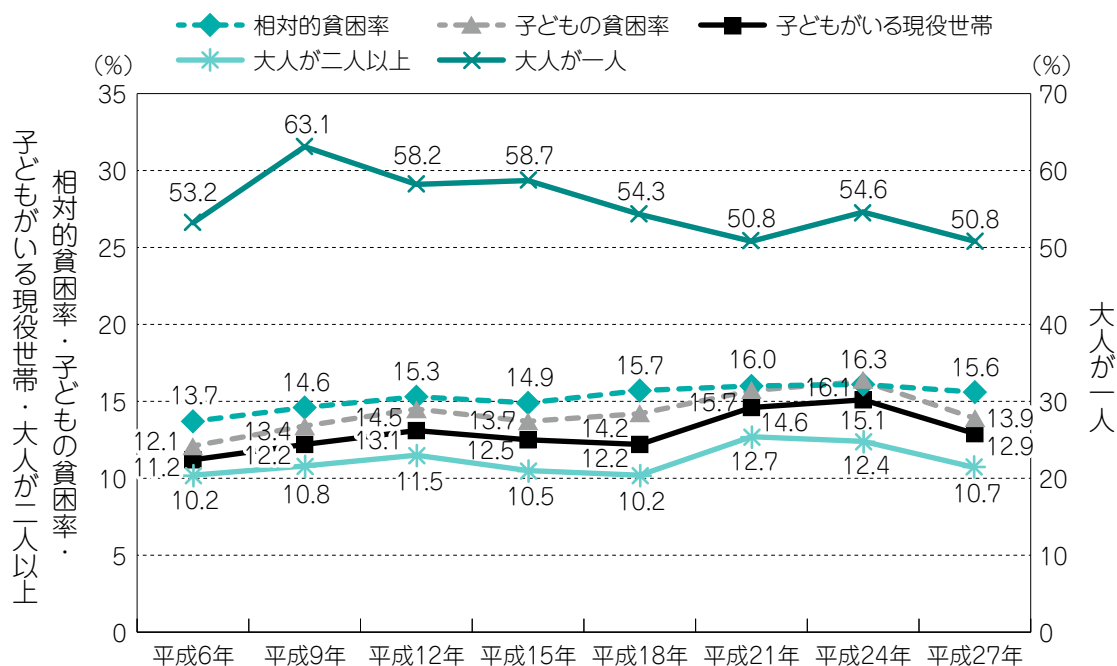
■貧困率の状況の推移（全国）

	平成6年	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年
相対的貧困率※3	13.7%	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%
子どもの貧困率	12.1%	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
子どもがいる現役世帯	11.2%	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が一人	53.2%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が二人以上	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%

出典：国民生活基礎調査

※「大人」とは18歳以上の者、「子ども」とは17歳以下の者、「現役世帯」とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯

■貧困率の状況の推移（全国）



出典：国民生活基礎調査

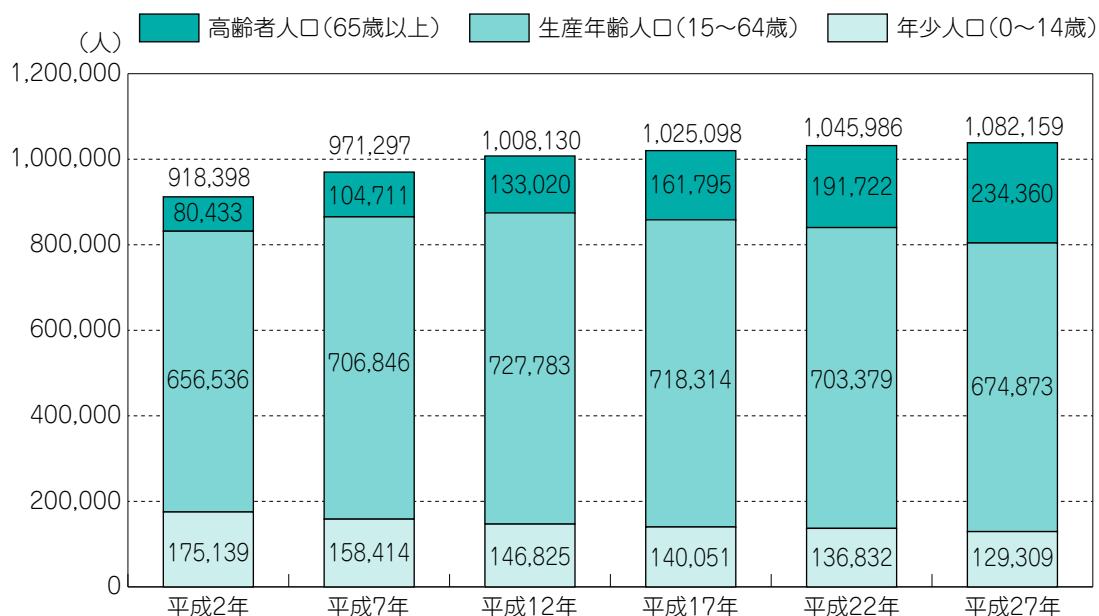
※3 相対的貧困率

国等の構成員の大多数よりも低い所得しか得ていない人の割合。必要最低限の生活水準を維持できるかどうかを測る絶対的貧困とは違い、所得格差に注目した指標。国際機関O E C D（経済協力開発機構）では、1人あたりの所得の額（世帯の収入から税金・社会保険料等を除いた額を世帯人員の平方根で割って調整した額）を順に並べ、その中央値のさらに半分未満に満たない所得で暮らす世帯員の割合としており、国もこの手法を用いて貧困率を算出している。

②人口推計・年少人口推計

平成2年以降、本市の総人口は増加傾向にあり、平成27年には1,082,159人となっています。一方、年少人口（0～14歳）は減少の一途をたどっており、平成27年の年少人口割合は11.9%と全国や宮城県の割合を下回っています。

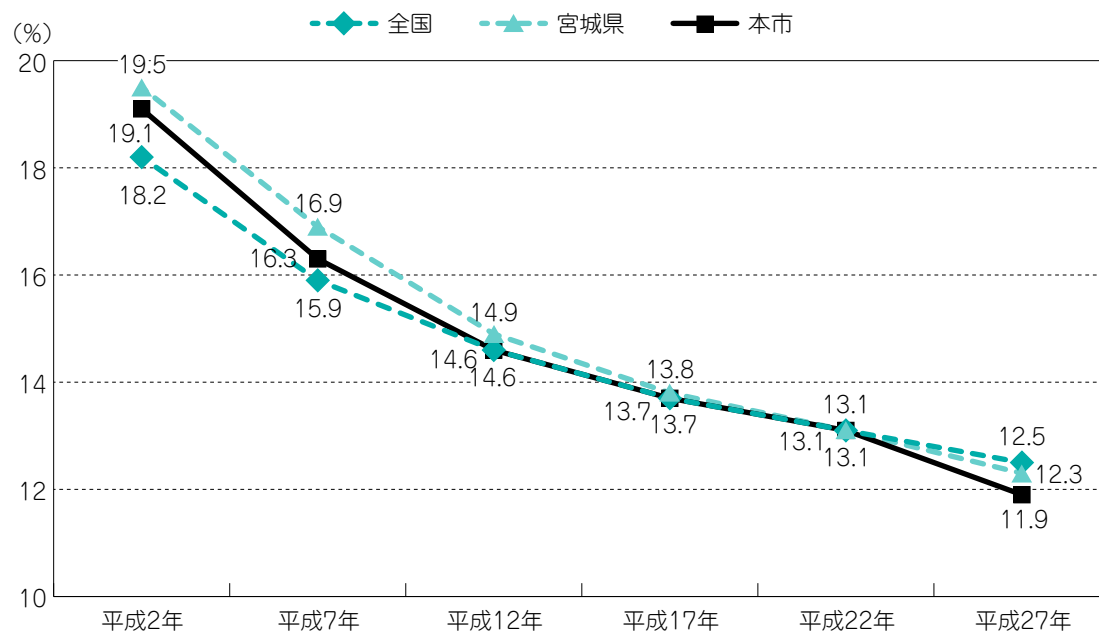
■本市人口の推移



出典：国勢調査（平成2～27年、各年10月1日現在）

※グラフ上部の数字は総人口（年齢不詳含む）

■年少人口割合の推移



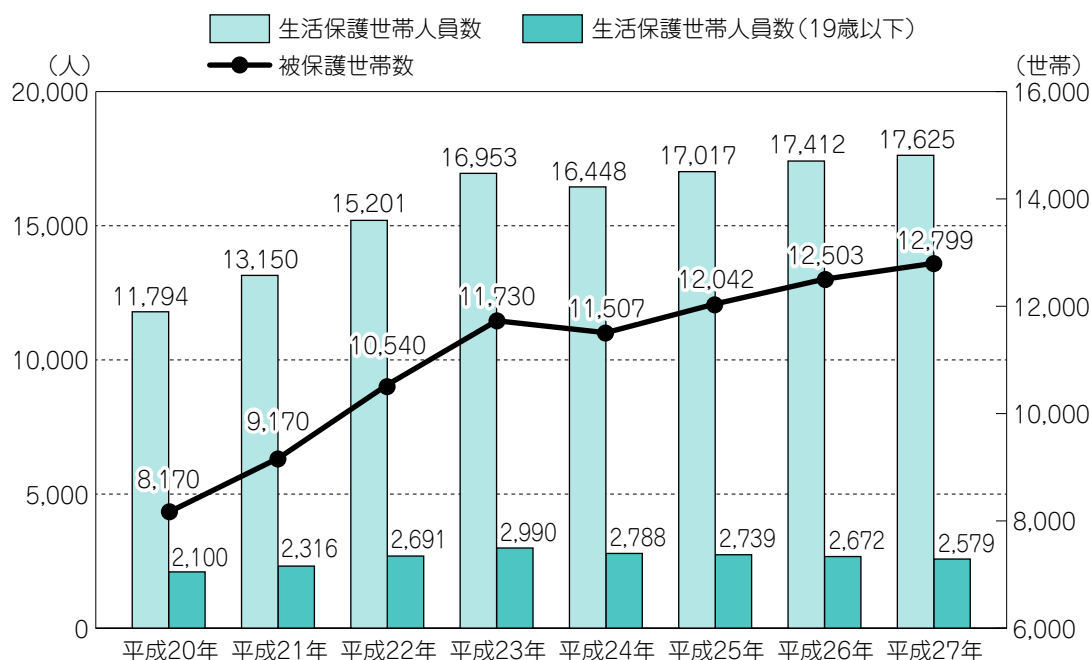
出典：国勢調査（平成2～27年、各年10月1日現在）

③生活保護世帯人員数・年少人員数

平成23年まで増加傾向にあった本市の生活保護世帯人員数については、平成24年に一旦減少したものの、以降再び増加傾向となり、平成27年には17,625人となっており、平成20年比で4割以上増加しています。

19歳以下の人員数については、平成23年の2,990人をピークに減少傾向にあり、平成27年には2,579人とピーク時から400人程度減少しました。

■本市生活保護世帯人員数の推移



出典：被保護者全国一斉調査（平成20～23年、各年7月1日現在）
被保護者調査（平成24～27年、各年7月31日現在）

■生活保護世帯人員数の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
本市 (人)	11,794	13,150	15,201	16,953	16,448	17,017	17,412	17,625
平均年齢 (歳)	-	-	-	-	50.7	51.3	52.1	52.8
宮城県 (人)	20,604	22,739	25,960	27,749	26,186	26,782	27,343	27,705

■生活保護世帯人員数の推移（19歳以下）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
本市 (人)	2,100	2,316	2,691	2,990	2,788	2,739	2,672	2,579
対前年比 (倍)	-	1.10	1.16	1.11	0.93	0.98	0.98	0.97
宮城県 (人)	3,283	3,640	4,253	4,609	4,192	4,027	3,895	3,789

出典：被保護者全国一斉調査（平成20～23年、各年7月1日現在）
被保護者調査（平成24～27年、各年7月31日現在）

④生活保護世帯における子どもの進学状況

本市の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は、96.4%と宮城県や全国を上回っています。

高等学校等卒業後の進学率についても41.8%と、宮城県や全国を上回るものの、高等学校等中退率については5.8%と全国に比べやや高い割合となっています。

■生活保護世帯に属する子どもの進学状況

		本市	宮城県	全国	本市全卒業者
中学校卒業後	進学率	96.4%	94.8%	93.3%	99.3%
	就職率	0.5%	0.7%	1.6%	0.0%
高等学校等卒業後	進学率	41.8%	36.2%	33.1%	81.0%
	就職率	45.5%	49.7%	44.3%	13.1%
	高等学校等中退率	5.8%	6.6%	4.5%	-
	高等学校等中退率（一般世帯）	-	1.6%	1.4%	-

出典 本市：仙台市保護自立支援課（平成28年4月1日現在）

本市全卒業者：平成28年度学校基本調査

宮城県：厚生労働省社会・援護局保護課（平成28年4月1日現在）

全国：厚生労働省社会・援護局保護課（平成28年4月1日現在）

高等学校等中退率（一般世帯）：文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成28年4月1日現在）

※ 宮城県・全国の中学校卒業後の進学率、就職率は、各年3月に中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部を含む）を卒業した者のうち、その翌年度に高等学校等（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含む）及び専修学校の高等課程に進学、または就職した者の割合

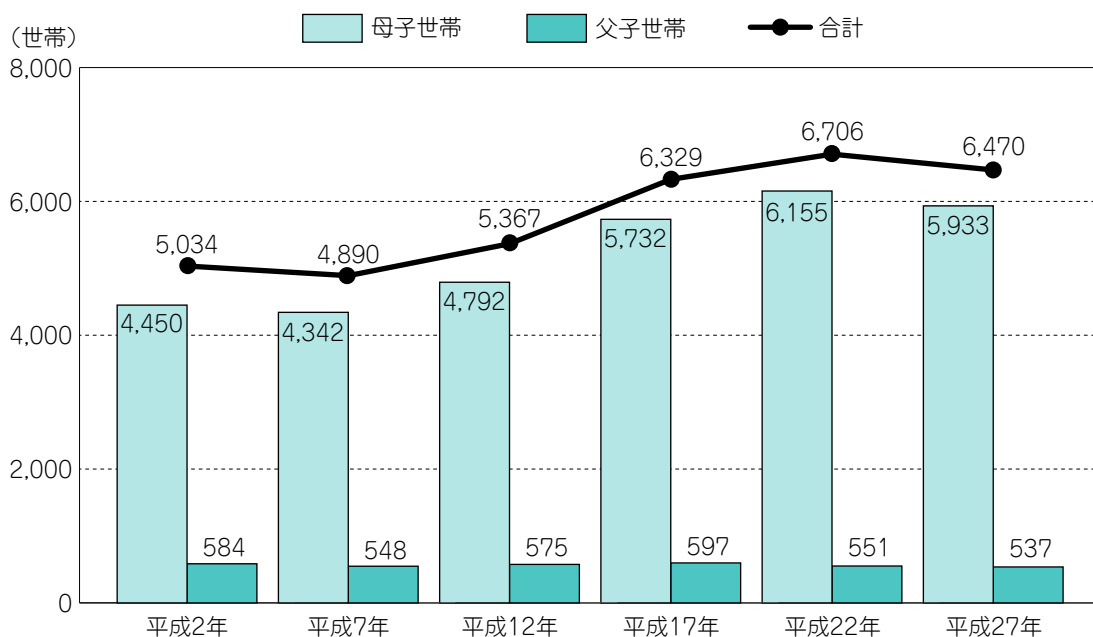
※ 宮城県・全国の高等学校等卒業後の進学率、就職率は、各年3月に高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含む）及び専修学校等を卒業した者のうち、進学・就職した者の割合

⑤ひとり親世帯数・割合

本市における母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯は、平成27年に6,470世帯となっており、うち約9割を母子世帯が占めています。

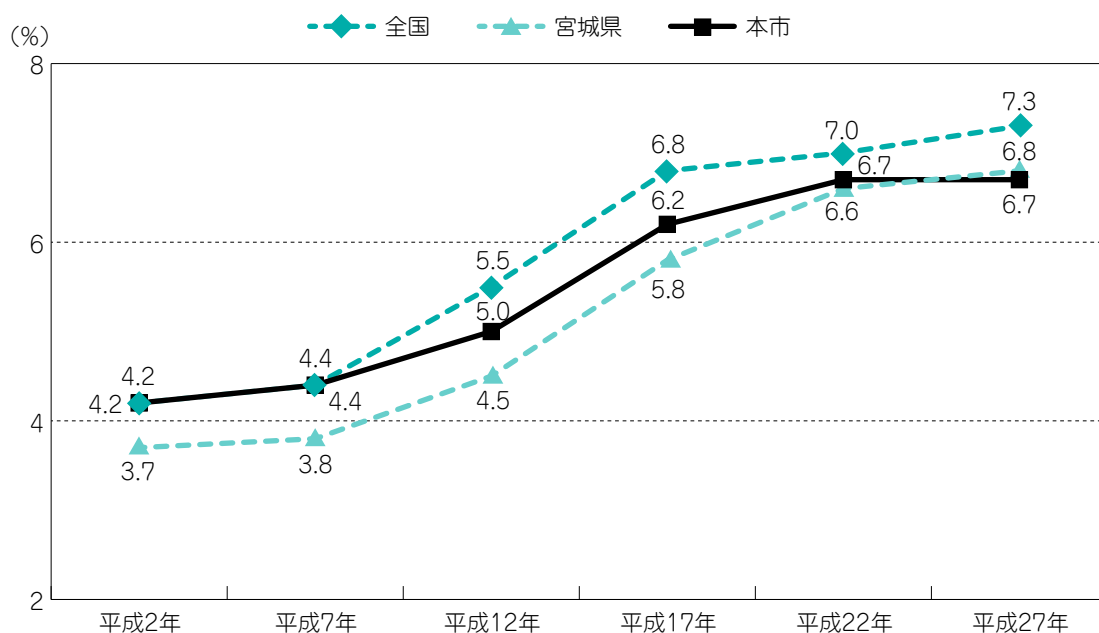
18歳未満世帯員のいる一般世帯数に対するひとり親世帯の割合は増加傾向となっており、宮城県や全国を下回っているものの、平成27年には6.7%と平成2年の約1.6倍となっています。

■本市ひとり親世帯の推移



出典：国勢調査（平成2～27年、各年10月1日現在）

■ひとり親世帯の割合の推移

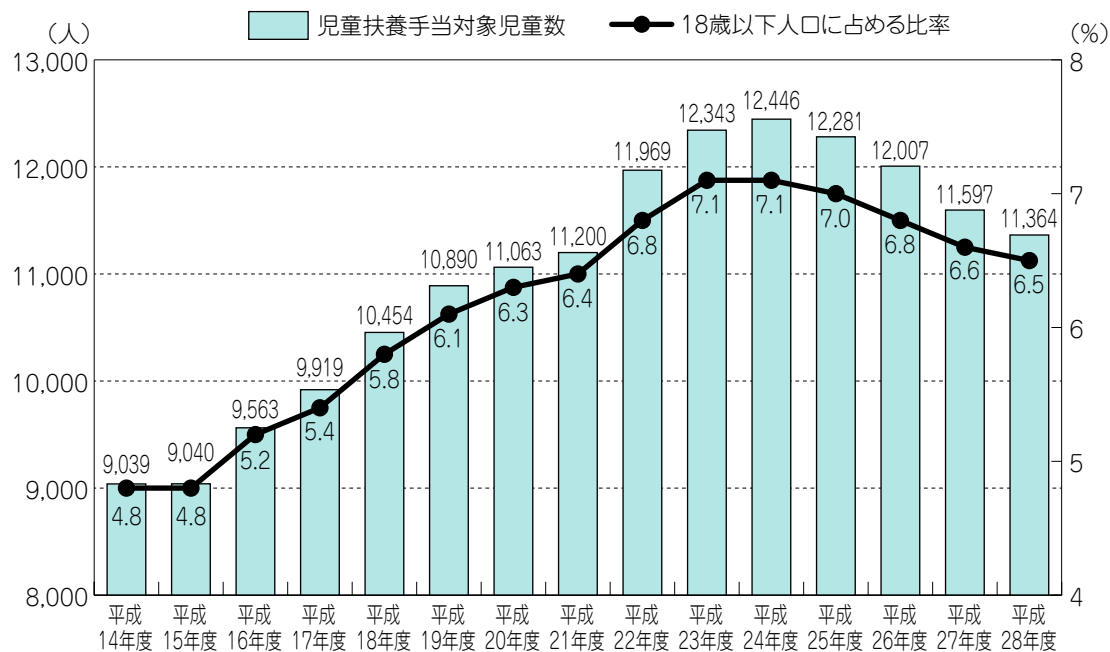


出典：国勢調査（平成2～27年、各年10月1日現在）

⑥児童扶養手当※4支給状況

本市の児童扶養手当の支給状況は、宮城県から本市に児童扶養手当支給事務が権限移譲された平成14年度以降、対象児童の18歳以下人口に占める比率は右肩上がりが続きましたが、平成23年度の7.1%をピークにその後減少傾向にあります。

■本市児童扶養手当対象児童数の推移



出典：仙台市子供保健福祉課

※18歳以下人口に占める比率は、各年4月1日時点の年齢（各歳）別住民基本台帳人口を使用して算出

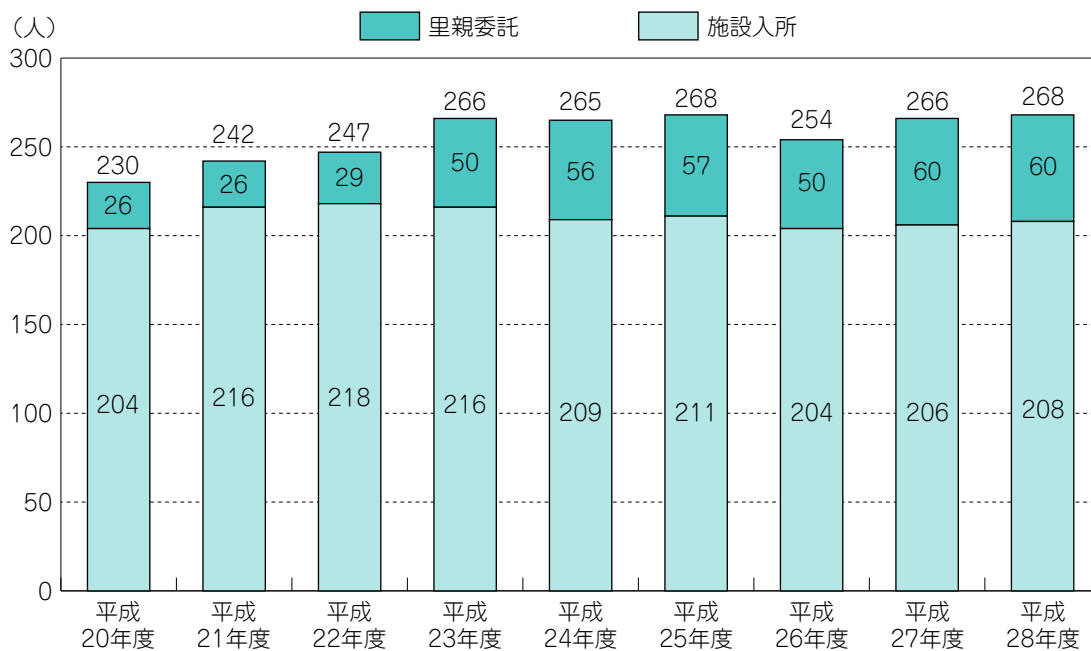
※4 児童扶養手当

所得の少ないひとり親家庭等を対象に、生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉を向上させるために支給される手当。児童扶養手当法に基づくもので、国の社会保障制度の一つ。子どもの対象年齢は、18歳になった年の年度末まで（障害の状態にある子どもの場合は19歳まで）。

⑦児童養護施設等措置児童数

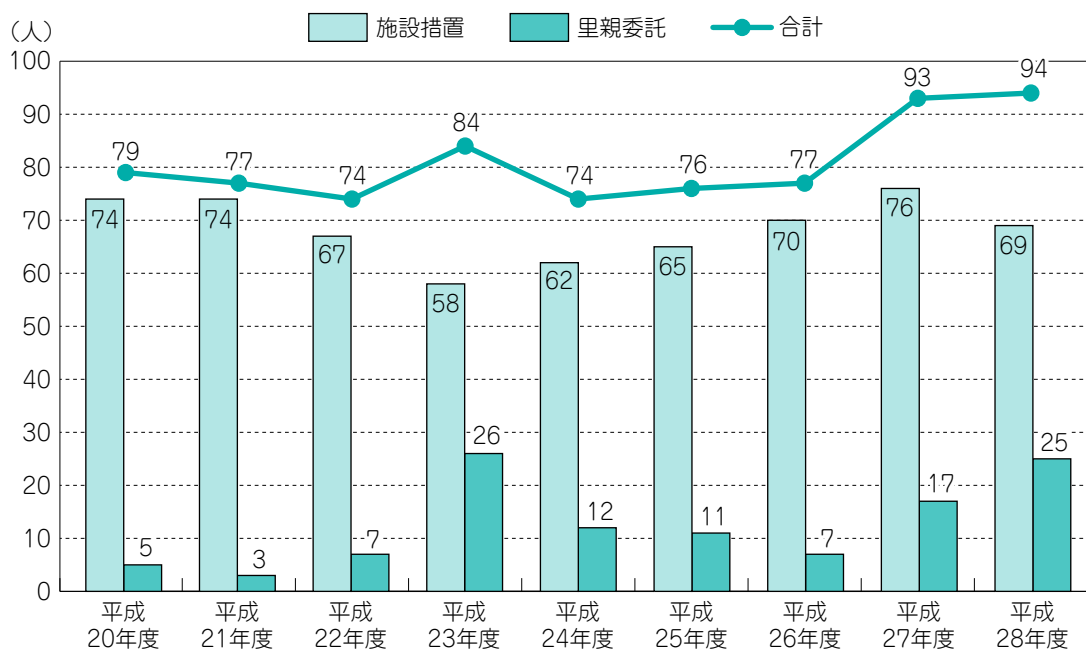
本市の児童養護施設等入所児童数は、概ね一定水準で経過していますが、里親委託は、東日本大震災発災の翌年度の平成23年度に登録里親数が増えて以降、高い水準となっています。新規の里親委託については、その後一旦減少しますが、平成27年度からは、再び増加に転じています。

■本市児童養護施設等入所及び里親委託児童数の推移（各年度末時点の児童数）



出典：仙台市児童相談所

■本市児童養護施設等に年度中に新たに措置された児童数の推移



出典：仙台市児童相談所

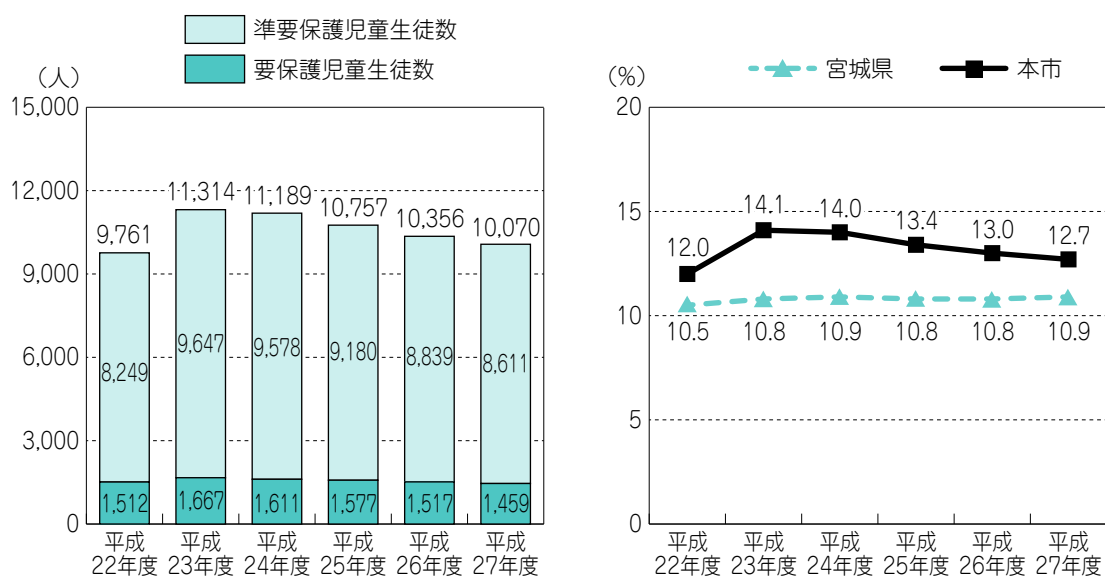
※年度内に同一人が施設間、施設・里親間で移動した場合をそれぞれ算入した延べ人数

⑧就学援助※5児童生徒数・受給率

学校教育法に基づき実施する就学援助の受給対象となっている本市の要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒（いずれも経済的理由によって就学困難な児童生徒）数の合計は、平成23年度の11,314人をピークに、以降減少傾向にあります。

平成27年度の本市の要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数は10,070人と、ピーク時の約9割程度に減少していますが、全児童生徒数に対する就学援助受給率は12.7%となり、宮城県の10.9%を1.8%上回っています。

■本市要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数及び就学援助受給率の推移



出典：仙台市教育委員会／宮城県教育委員会

■本市就学援助受給率の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
全児童生徒数 (①) (人)	81,166	80,146	80,201	80,037	79,587	79,215
要保護児童生徒数 (②) (人)	1,512	1,667	1,611	1,577	1,517	1,459
準要保護児童生徒数 (③) (人)	8,249	9,647	9,578	9,180	8,839	8,611
計 (④：②+③) (人)	9,761	11,314	11,189	10,757	10,356	10,070
就学援助受給率 (④ / ①) (%)	12.0	14.1	14.0	13.4	13.0	12.7

出典：仙台市教育委員会

※5 就学援助

学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、市町村が行う経済的援助。対象区分には、生活保護法に規定する要保護者である「要保護児童生徒」、要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準（例えば、非課税世帯や児童扶養手当受給世帯等）に基づき認定した「準要保護児童生徒」がある。

アンケート調査結果

○アンケート調査結果の見方の留意点

アンケートで回答された可処分所得額について、国が算出した貧困線（国民生活基礎調査の可処分所得額により算出）の水準を基に、以下の方法により本市の貧困線を設定し、「貧困線未満の世帯」「貧困線以上の世帯」の比較分析を行いました。

* 貧困線の設定について *

貧困の状況にあると考えられる人の把握にあたり、一般アンケートでは、「貧困線」の水準について、以下のように、国における貧困線の基準を基にして設定した（個別訪問で実施している国民生活基礎調査を基にした国の「貧困率」とは算出方法が異なる）。

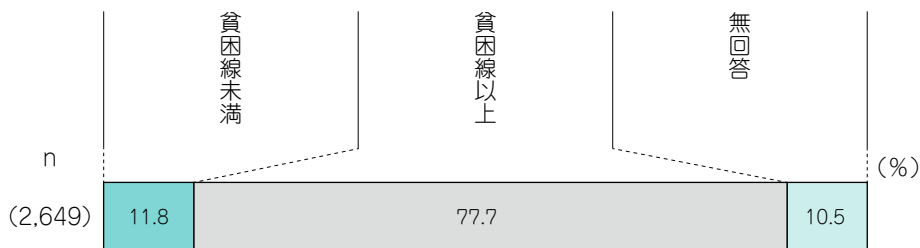
- アンケート調査票で世帯の可処分所得額について世帯員人数別に6段階の選択肢を設定し、いずれに該当するかを回答していただいた。
- 6段階の選択肢は、国民生活基礎調査による方法で定められた貧困線を基に設定し、下から2つ目までの選択肢に回答した世帯を貧困線未満に該当するものとした。なお、国の平成24年の貧困線（名目値）は1人世帯で122万円だが、本調査では回答しやすさを考慮し、120万円とした。

世帯人員 人数	可処分所得の水準						国における 貧困線の 基準
	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ	分類Ⅴ	分類Ⅵ	
1人	60万円未満	120万円未満	180万円未満	240万円未満	300万円未満	300万円以上	122万円
2人	85万円未満	175万円未満	260万円未満	345万円未満	430万円未満	430万円以上	173万円
3人	105万円未満	210万円未満	315万円未満	420万円未満	525万円未満	525万円以上	211万円
4人	120万円未満	245万円未満	365万円未満	485万円未満	605万円未満	605万円以上	244万円
5人	135万円未満	275万円未満	410万円未満	545万円未満	680万円未満	680万円以上	273万円
6人	150万円未満	300万円未満	450万円未満	600万円未満	750万円未満	750万円以上	299万円
7人	160万円未満	325万円未満	485万円未満	645万円未満	805万円未満	805万円以上	323万円
8人	175万円未満	345万円未満	520万円未満	695万円未満	870万円未満	870万円以上	345万円
9人	185万円未満	365万円未満	550万円未満	735万円未満	920万円未満	920万円以上	366万円

貧困線未満の世帯

※国における貧困線の基準は平成25年国民生活基礎調査に基づくもの

問45 あなたの世帯の昨年1年間（平成27年1月1日～12月31日の期間）の可処分所得（いわゆる手取り収入）がおおよそどれくらいか教えてください。

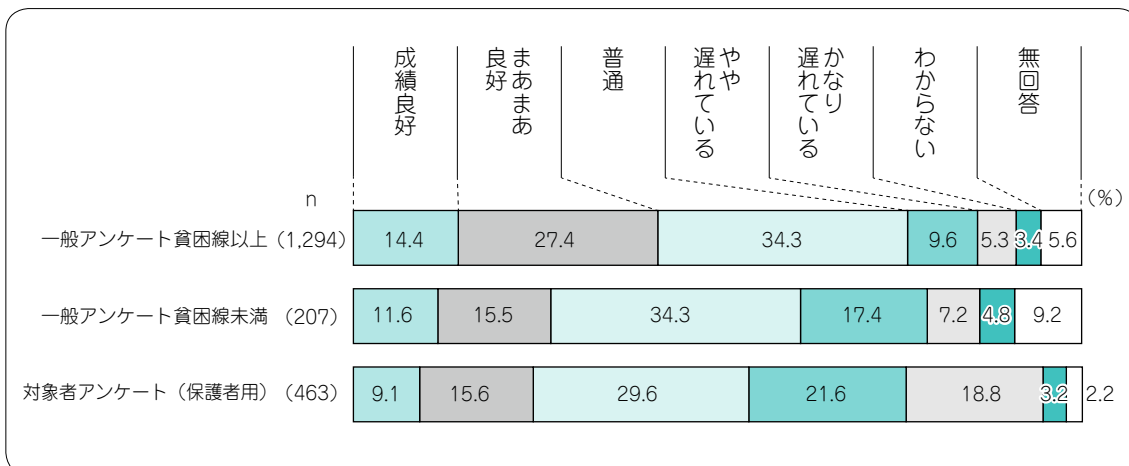


上記の「貧困線」は、本市の中での世帯所得の額・分布を基に本市の貧困線を定めて本市内における相対的貧困率を算出したものではありません。

また、本市の調査方法は、郵送配布・回収であることなどの理由から、個別訪問で実施している国民生活基礎調査を基にした国における子どもの貧困率とは単純に比較することはできません。

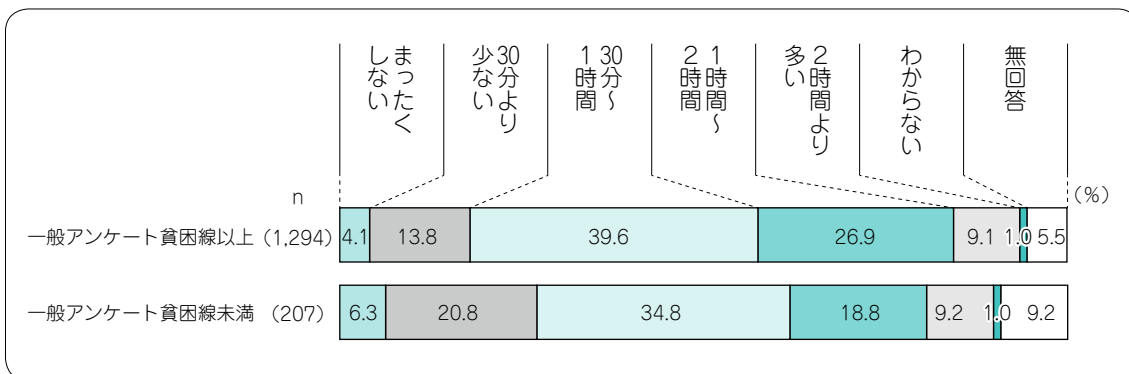
(1) 子どもの学び・生活の状況

①子どもの成績状況



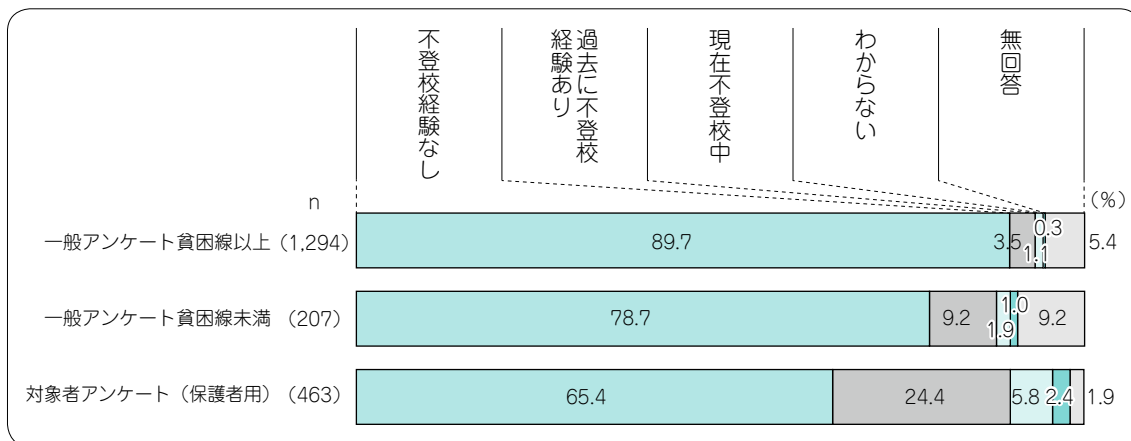
「成績良好」と「まあまあ良好」を合わせた割合は、一般アンケートの貧困線未満で27.1%、対象者アンケート（保護者用）で24.7%と、貧困線以上に比べ少なくなっています。また、「やや遅れている」と「かなり遅れている」を合わせた割合は、対象者アンケート（保護者用）で約4割と、一般アンケートに比べ多くなっています。

②子どもの学校以外での平日1日あたりの勉強時間



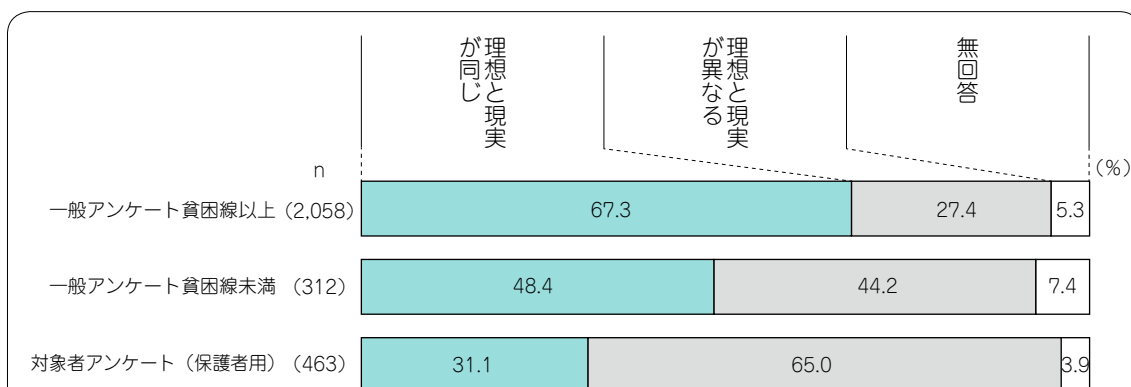
「2時間より多い」は貧困線以上・未満にかかわらず大きな差はありませんが、「1時間～2時間」、「30分～1時間」は貧困線以上で、「30分より少ない」、「まったくしない」は貧困線未満で多くなっており、貧困線未満のほうが、より勉強時間が少ない傾向にあります。

③子どもの不登校経験

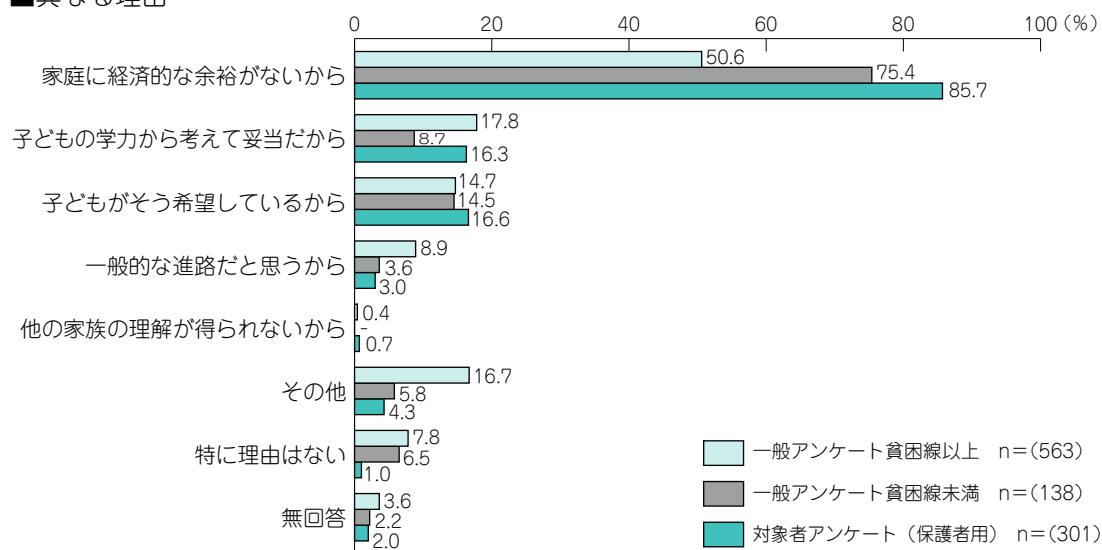


「過去に不登校経験あり」と「現在不登校中」を合わせた割合は、一般アンケートの貧困線未満で11.1%、対象者アンケート（保護者用）で30.2%となっており、貧困線以上より多くなっています。

④子どもの理想の学歴と現実の学歴、異なる理由

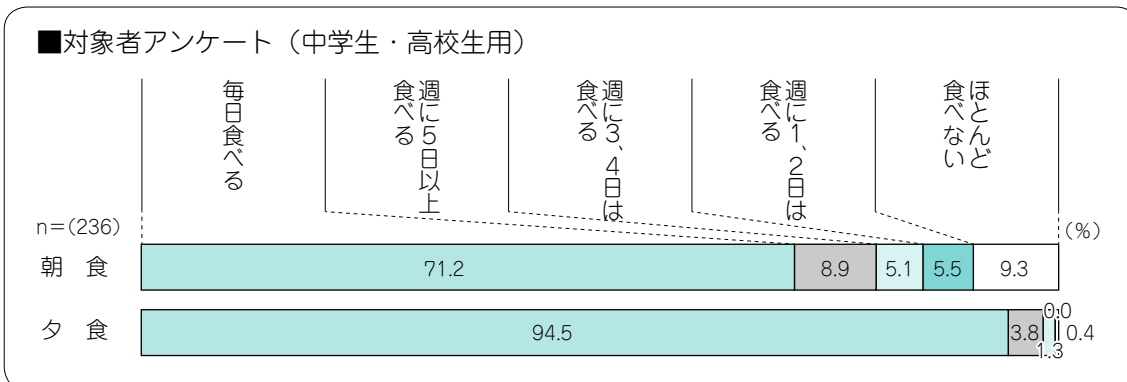


異なる理由



「理想と現実が異なる」は対象者アンケート（保護者用）で65.0%と、一般アンケートに比べて多くなっています。その理由としては、「家庭に経済的な余裕がないから」が85.7%と突出しています。

⑤子どもの朝食・夕食の頻度

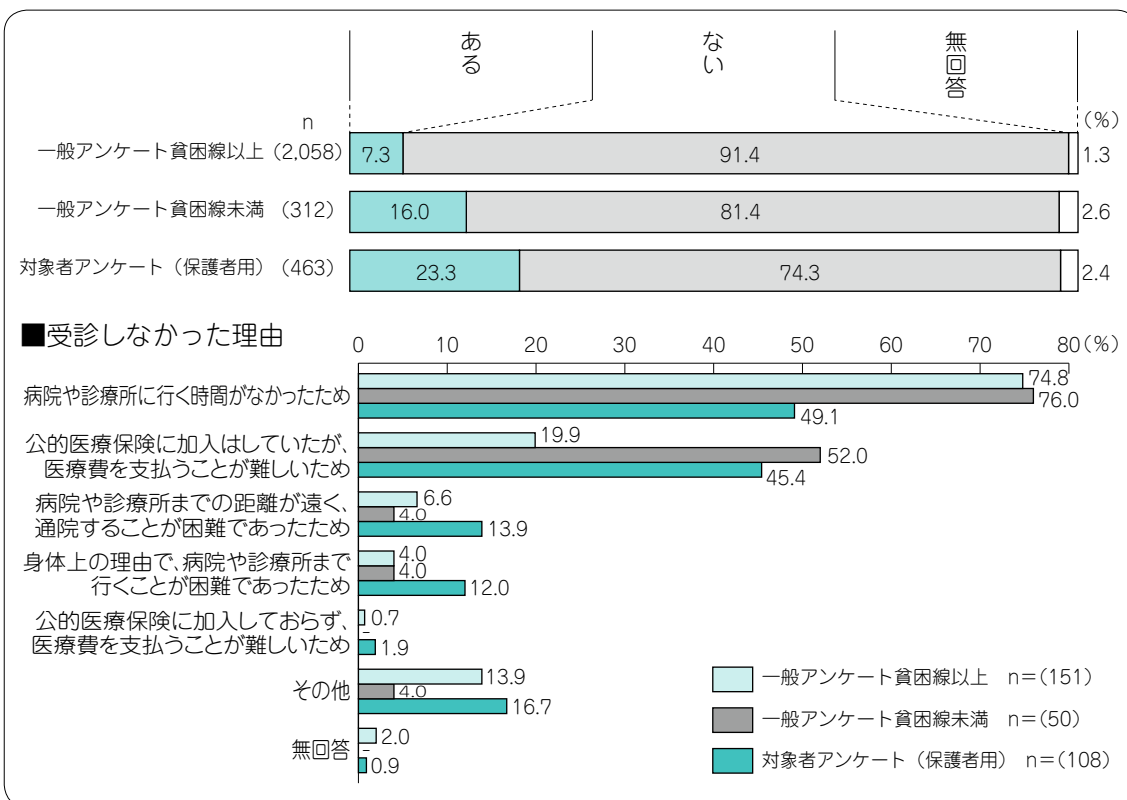


朝食の頻度については、「毎日食べる」が71.2%となっており、以下「ほとんど食べない」(9.3%)、「週に5日以上食べる」(8.9%)となっています。夕食の頻度については、「毎日食べる」が94.5%となっています。

なお、文部科学省の「平成28年度全国学力・学習調査」における調査結果では、全国（国・公・私立）の中学3年生の朝食の頻度は「まったく食べていない」は1%となっています。

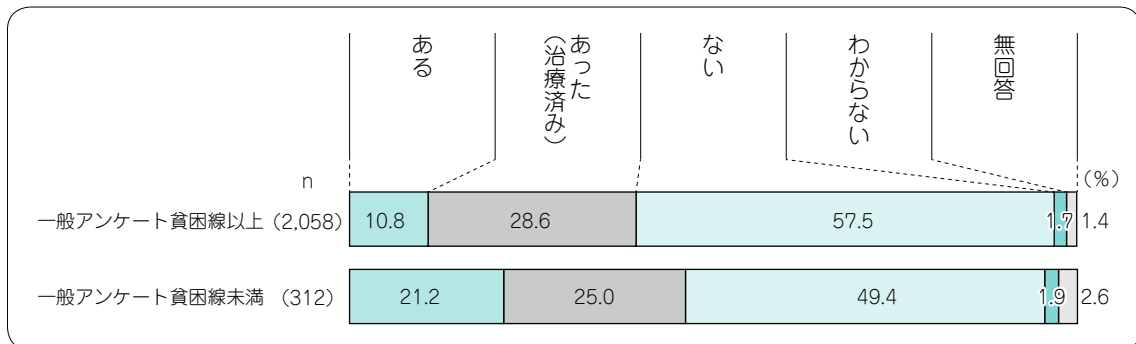
設問が完全には一致していないため単純比較はできませんが、今回の「対象者アンケート（中学生・高校生用）」では上記のとおり朝食を「ほとんど食べない」が9.3%と、高い傾向が見られます。

⑥子どもが病院を受診しなかったことの有無・受診しなかった理由



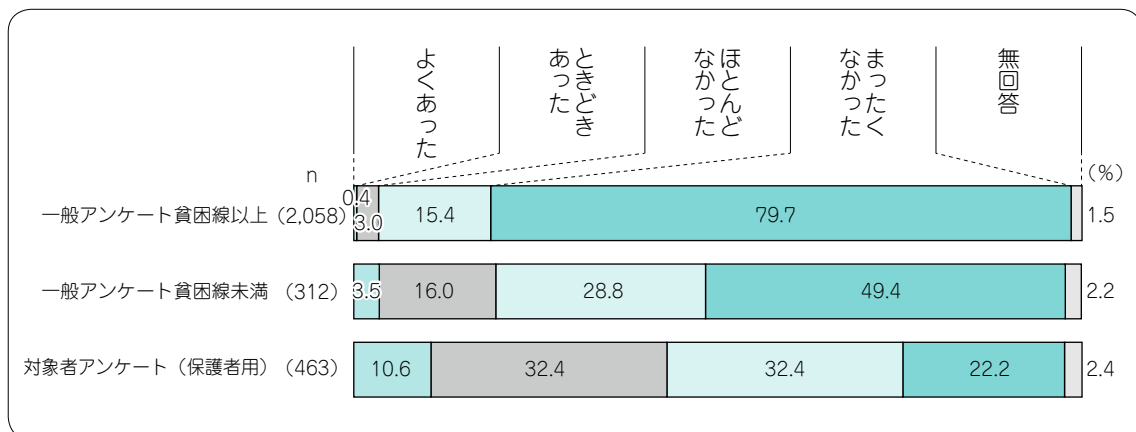
「ある」とする割合は、一般アンケートの貧困線未満で16.0%、対象者アンケート（保護者用）で23.3%と、貧困線以上より多くなっています。その理由としては、「病院や診療所に行く時間がなかったため」、「公的医療保険に加入はしていたが、医療費を支払うことが難しいため」が多くなっています。

⑦子どものむし歯の状況



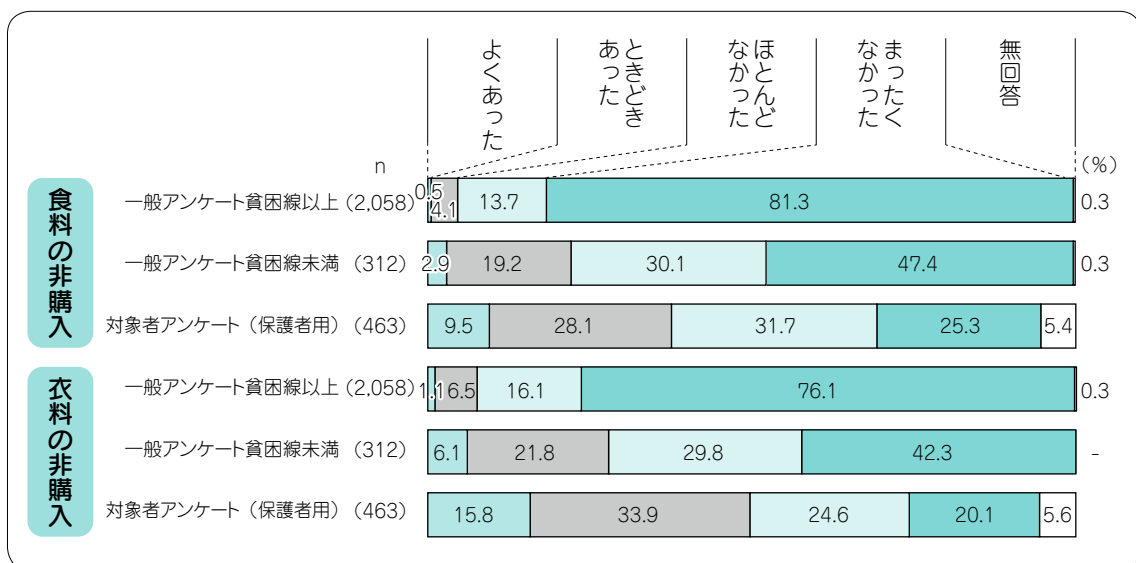
子どものむし歯の状況については、貧困線未満では「ある」とする割合が21.2%と、貧困線以上の10.8%に比べて多くなっています。

⑧経済的理由による子どもの文具・教材の非購入



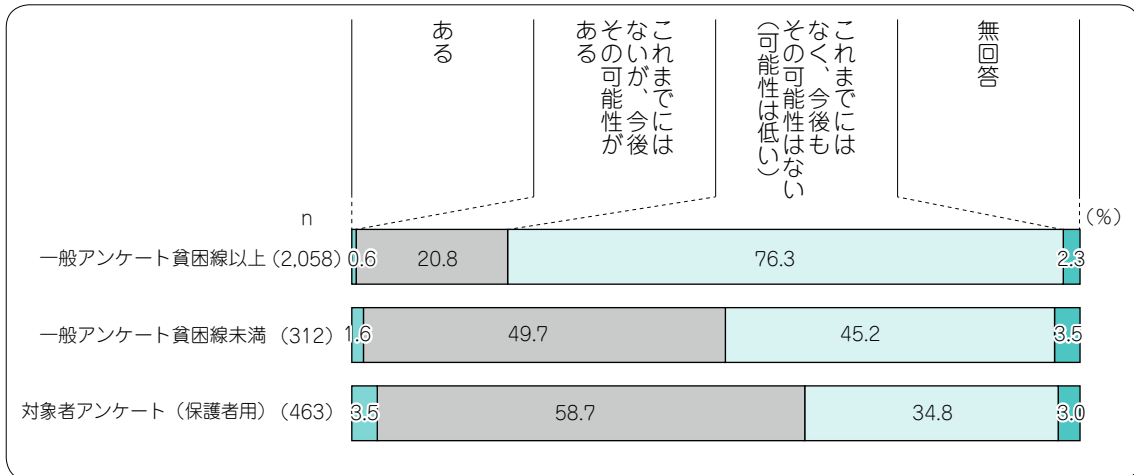
「よくあった」と「ときどきあった」を合わせた割合は、特に対象者アンケート(保護者用)で4割以上と多くなっています。

⑨経済的理由による食料・衣料の非購入



対象者アンケート(保護者用)において非購入が「よくあった」と「ときどきあった」を合わせた割合は、食料については37.6%、衣料については49.7%と、特に多くなっています。

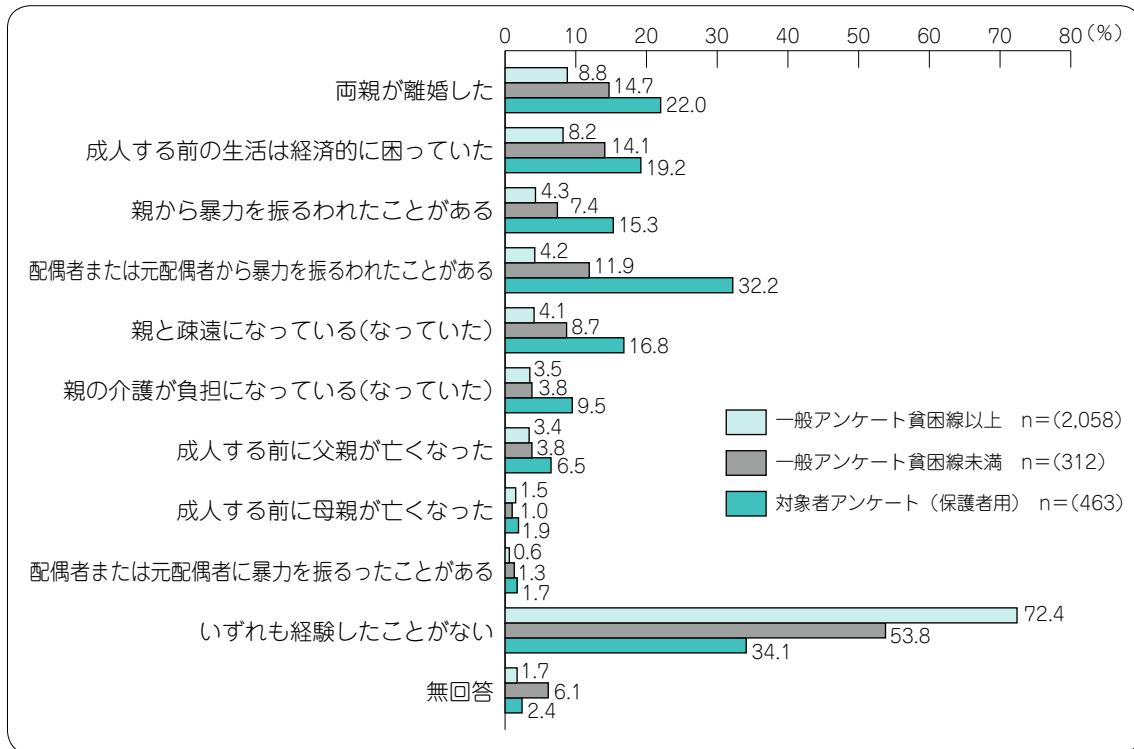
⑩経済的理由による子どもの進学断念・学校中退



「ある」と「これまでにないが、今後その可能性がある」を合わせた割合は、一般アンケートの貧困線未満で51.3%、対象者アンケート（保護者用）で62.2%と、貧困線以上より多くなっています。

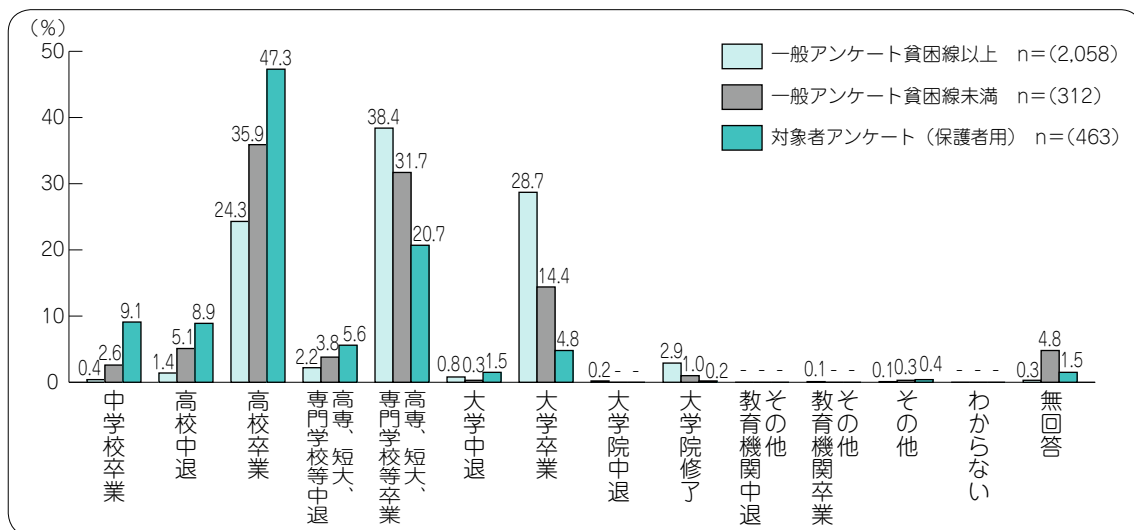
(2) 保護者の状況

①保護者自身の状況



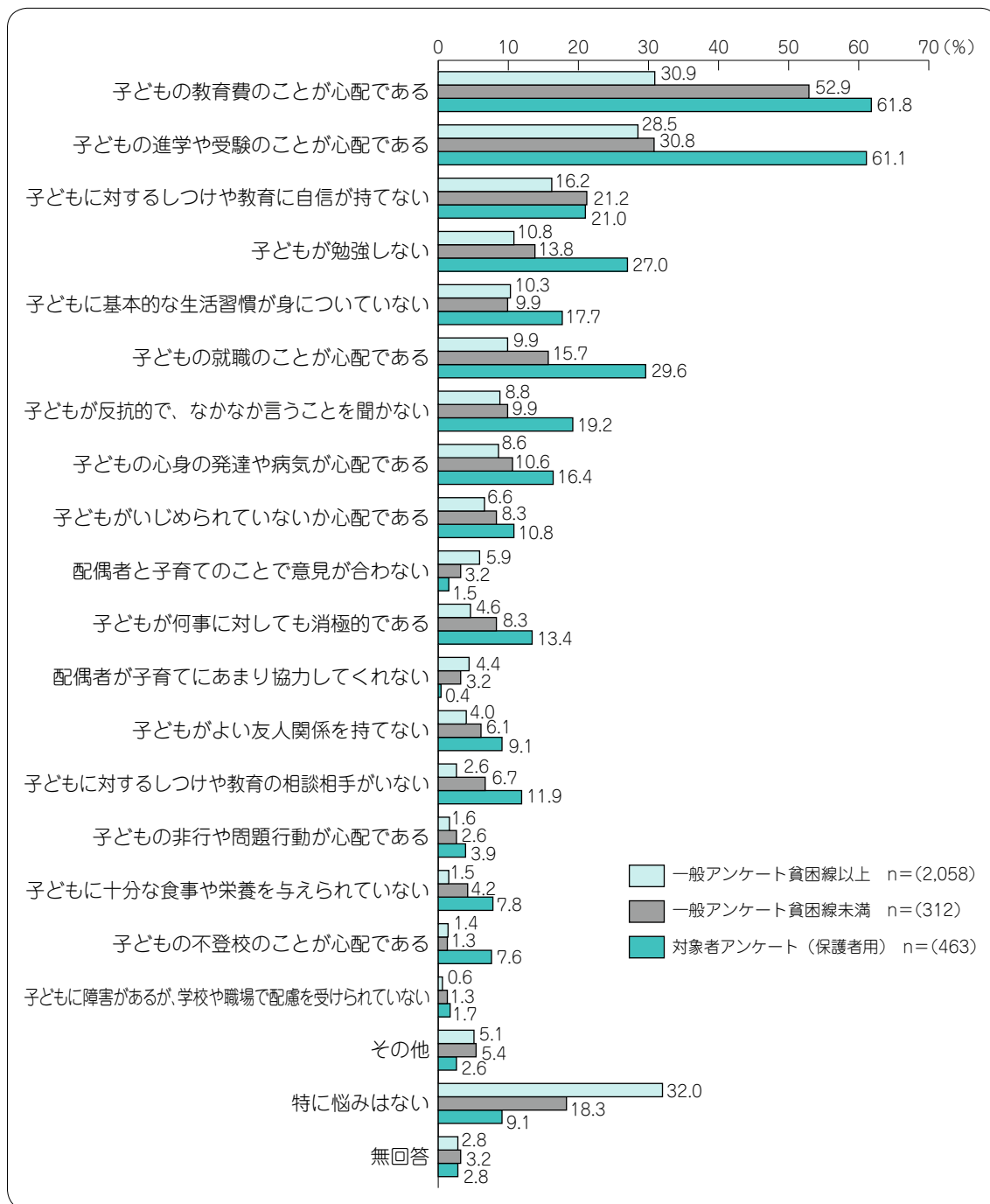
「両親が離婚した」は対象者アンケート（保護者用）で22.0%、「成人する前の生活は経済的に困っていた」は一般アンケートの貧困線未満で14.1%、対象者アンケート（保護者用）で19.2%、「親から暴力を振るわれたことがある」は対象者アンケート（保護者用）で15.3%と、貧困線以上より多くなっています。また、「配偶者または元配偶者から暴力を振るわれたことがある」は、対象者アンケート（保護者用）で32.2%と、極めて多くなっています。

②保護者自身の最終学歴



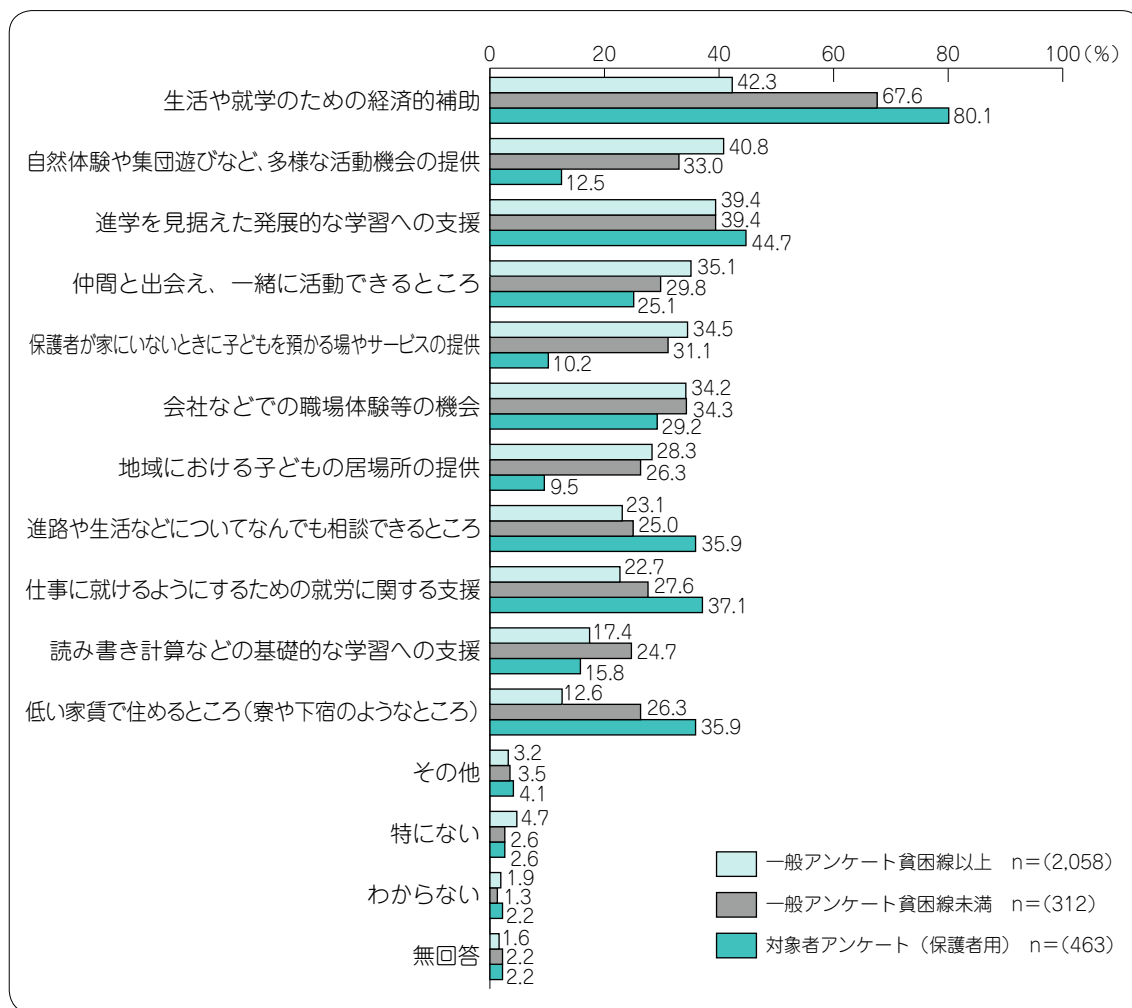
一般アンケートの貧困線以上では「高専、短大、専門学校等卒業」が最も多くなっており、貧困線未満と対象者アンケート（保護者用）では「高校卒業」が最も多くなっています。なお、対象者アンケート（保護者用）においては、「中学校卒業」と「高校中退」を合わせて18.0%と約2割を占めています。

③保護者の子どもについての悩み



「子どもの教育費のことが心配である」とする割合は、一般アンケートの貧困線未満及び対象者アンケート（保護者用）で多くなっています。これ以外の項目では、対象者アンケート（保護者用）が多い傾向にあり、特に「子どもの進学や受験のことが心配である」（61.1%）、「子どもが勉強しない」（27.0%）、「子どもに基本的な生活習慣が身についていない」（17.7%）、「子どもの就職のことが心配である」（29.6%）、「子どもが反抗的で、なかなか言うことを聞かない」（19.2%）、「子どもの心身の発達や病気が心配である」（16.4%）などが、一般アンケートに比べ多くなっています。

④保護者が子どもにとって必要と考える支援

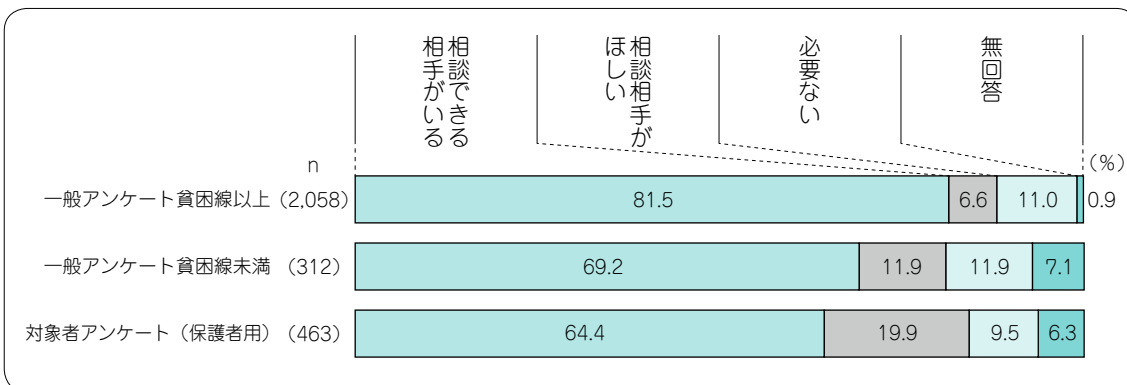


「生活や就学のための経済的補助」とする割合は、一般アンケートの貧困線未満で67.6%、対象者アンケート（保護者用）で80.1%と、貧困線以上に比べ突出しています。

また、対象者アンケート（保護者用）では、「進路や生活などについてなんでも相談できる場所」(35.9%)や「仕事に就けるようにするための就労に関する支援」(37.1%)が一般アンケートに比べ多くなっています。このほか、「低い家賃で住める場所（寮や下宿のような場所）」については、一般アンケートの貧困線未満と対象者アンケート（保護者用）で多くなっています。

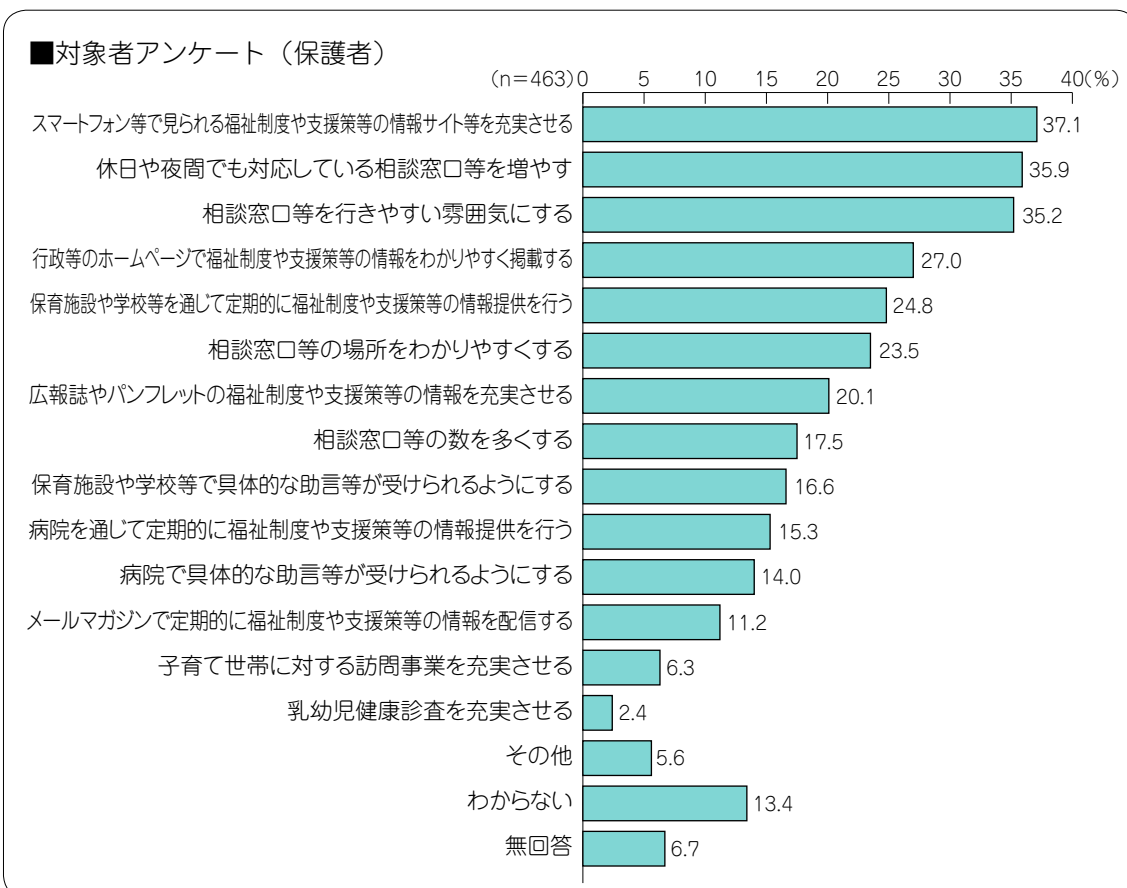
(3) 地域社会・行政との関係の状況

①保護者の相談相手の有無



対象者アンケート（保護者用）では「相談できる相手がいる」が64.4%と、一般アンケートに比べて少なく、「相談できる相手がほしい」が19.9%と、一般アンケートに比べて多くなっています。

②必要な支援を受けるために重要なこと（情報提供・窓口等）



必要な支援を受けられるようにするために重要なことについては、「スマートフォン等で見られる福祉制度や支援策等の情報サイト等を充実させる」が37.1%と最も多く、以下「休日や夜間でも対応している相談窓口等を増やす」（35.9%）、「相談窓口等を行きやすい雰囲気にする」（35.2%）、「行政等のホームページで福祉制度や支援策等の情報をわかりやすく掲載する」（27.0%）となっており、情報サイトや行政のホームページにおける情報提供の充実、相談窓口の増設・行きやすさが多くなっています。

2 本市における子どもの貧困の状況・背景

先に掲載したとおり、本市においては子どもの生活に関する実態調査を行っており、その調査結果を踏まえ、平成29年度に計画策定協議会において、子どもの貧困対策における今後の取組の方向性等について有識者による協議・検討を行いました。

このような調査や議論を基に、本市における子どもの貧困の状況や背景について、子どもやその家庭、そして地域社会・行政との関わりそれぞれの視点から、以下のとおり(1)～(6)の6つの項目にまとめました。

第2章

子どもの貧困に係る現状

子どもに関する状況

(1) 貧困と教育・学力・就学との関係

アンケート調査では、経済的に困窮している家庭の子どもの勉強時間が少なくなる傾向が見られました。支援者ヒアリングでは、これらの背景に、保護者等が就業時間や健康上の問題から子どもに十分に関わることができないことなどにより、子どもの生活習慣が乱れ、それが家庭学習にも影響している例が報告されています。

また、アンケート調査では、生活困窮家庭の子どもの学校成績についても「やや遅れている」、「かなり遅れている」とする割合が高くなり、中高生の自由記述意見では、「勉強をがんばりたいのにやる気が出ない。がんばっているのに伸びない。(中学生)」、「勉強についていけず、学校をやめたい。(高校生)」などの声もありました。

支援者ヒアリングでは、生活に困窮する家庭内に子どもの居場所がない、トラブルを抱えているなどの場合には、不登校^{※6}や高校中途退学のリスクが高まることが指摘されており、また統計データからもそのような傾向が見えます。このことが、経済的な問題と相まって、生活保護世帯や児童養護施設に入所する子どもの進学率等にも影響しているものと考えられます。

また、計画策定協議会では、「小学校以降の学力の前提となる子どもの思考力、表現力、学習意欲や粘り強さなどは、乳幼児期に育てられるが、家庭環境が整わない生活困窮家庭の子どもに対して、どのような取組ができるかが課題である」とのご意見もありました。

子どもの意欲、学力、そして就学の状況が将来の就業に悪影響を及ぼした場合、経済的な自立をより困難なものとし、次の世代の貧困を招いてしまうことが懸念されます。

(2) 貧困による子どもの生活習慣・健康への影響

アンケートの子どもの日常生活に着目した項目では、生活困窮が子どもの生活の質にどのように影響しているのかを調査しています。

子どもの朝食・夕食については、生活困窮家庭で毎日食べる割合が低くなっています。支援者ヒアリングでは、このことについて、経済的な事情から食料の確保がままならないということばかりではなく、保護者の就業時間や健康上の問題から子どもに十分な関わりができないな

※6 不登校

広義には、学校に登校しない状態のこと全般をいうが、文部科学省の統計上の定義としては、「不登校児童生徒」を「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者（病気や経済的な理由によるものを除く）」としている。

どの事情により、子どもが昼夜逆転の生活となって朝起きられないために朝食をとる時間を持っていないなど、生活習慣に起因するケースも見られるとの報告がありました。

また、アンケートでは、経済的に困窮している家庭の子どもほど、病院を受診しなかったことがある割合やむし歯の治療がなされていない割合が高くなっています。

このほか支援者ヒアリングや計画策定協議会では、家庭内に両親のDVや子どもへの虐待等がある場合には、それに起因して、子どもに粗暴な行動がある、自己肯定感^{※7}が低い、周囲の人を信頼できないといった傾向が見られるなど、心身の健康や健全な成長等に支障が生じている例が挙げられています。

なお、児童養護施設に入所する中高生を対象とするアンケートでは、施設退所後に自立して生活することを心配する声も聞かれました。

経済的に余裕がないことと、それに連動した不安定な家庭環境から、子どもに適切な生活習慣が身についていない、あるいは健全な心身が育まれていないとすれば、将来大人になってからの生活に影響を及ぼすことが考えられます。

家庭に関する状況

(3) 家庭の経済的困窮による影響

アンケート調査では、経済的に困窮している家庭において、経済的理由による学用品、食料、衣料等の非購入の割合が高い傾向が見られます。また、支援者ヒアリングでは、学校の制服や体育着、教材などの必要なものが揃えられないことで、子どもが周囲との差を感じ、学校に行くにくくなってしまった事例の報告がありました。そのほかにも、子ども自身に進学を遠慮する気持ちが根付いている、将来の奨学金の返済に不安を感じている、保護者自身も支援制度の情報を十分に得ていないことから進学を断念してしまうなどの状況も挙げられており、経済的困窮が子どもに与える影響というものが、生活環境に関することから精神的な事柄まで、直接・間接にあることがわかります。

また、計画策定協議会では、例えば、経済的DV^{※8}による離婚を経たひとり親家庭等、困難を抱えた生活困窮家庭では、家計管理を適切に行うことが難しい場合もあり、このことも、各種経済的支援が子どもの生活環境の改善につながりにくいことの背景の一つとなっているという報告もありました。

※7 自己肯定感

自分のあり方や価値、存在意義に対する肯定的な意識。国等の各種調査では、「自分はダメな人間だと思うことがある」、「私は人並みの能力がある」、「自分には、よいところがある」、「今の自分が好きだ」、「私は、自分自身に満足している」等の設問により自己肯定感の高低が測られる。

※8 経済的DV

DV（ドメスティック・バイオレンス）の一種で、夫婦間やパートナー間で行われる経済的暴力。生活費を渡さない、働きたいのに働かせない、配偶者の収入や預金を勝手に使う、所持金を取り上げる、ギャンブルによる浪費、無断で配偶者名義の借金をするなど（DVには、このほか、身体的暴力、精神的暴力、言葉の暴力、性的暴力があり、いずれも心に深い傷を残す意味で精神的暴力に含まれる）。

(4) 貧困と家庭環境との関係

アンケート調査では、現在経済的に困窮している世帯においては、保護者自身がその両親の離婚を経験している、両親や配偶者等から暴力を受けたことがあるなど、過酷な体験をしている割合が高くなっていました。また、支援者ヒアリングでは、保護者自身が受けた虐待の経験を子どもにそのまま向けてしまうケースや、自身の親との関係が希薄で子どもとの適切な愛着関係※9が築けないケースなど、家庭の問題が世代間で連鎖していく事例が挙げられています。

計画策定協議会においては、ひとり親家庭の保護者は、生活のため厳しい就労状況となり多忙を極めることが多く、子どもと過ごす時間の確保が困難となり、仕事と子育ての両立が問題となるのご意見がありました。

また、対象者アンケートの世帯においては、保護者の最終学歴が「中学校卒業」、「高校中退」で全体の約2割を占めているほか、支援者ヒアリングでは、子どもに勉強してほしいと思ってもどのように勉強させればよいかわからない、という生活困窮家庭の保護者の悩みがあること等が報告されました。

生活に困窮する家庭においては、経済的な問題にとどまらず、離婚やDV等の家庭の問題や中途退学等の就学上の問題が、世代を超えて連鎖するという状況の一端が見られます。

地域社会・行政に関する状況

(5) 周囲とのつながり

アンケート調査では、子育て世帯の保護者において、経済的に困窮している世帯ほど相談できる相手がいる割合が低くなっています。また、支援者ヒアリングでも、身内や地域から孤立している、保護者自身が自分の交友関係を持ち得ていないなど様々な事情から、子育てについて周囲の協力が得にくいケースの報告がありました。

その中には、何らかの問題が生じた場合に周囲に支援を求めようとせず、問題を家庭内で抱えこんでしまう家庭もあるものと考えられ、子どもの養育環境についての問題を周囲と共有することが難しくなっていることが懸念されます。

(6) 支援へのつながり

支援者ヒアリングにおいては、生活困窮家庭の保護者について、相談窓口や支援制度の情報を入手できていない、時間的な余裕がないために相談窓口へ行くことができない、また、生活状況を知られたくないために支援を受けること自体に否定的であるなどの事例が報告されました。

このことについては、計画策定協議会においても、上記のほか、支援を受けたいという意味表示がうまくできない、そもそも支援への関心がないというような家庭に対する支援の難しさについて話し合われました。

アンケート調査でも、生活困窮世帯においては、行政側の支援制度の情報発信の強化のほか、休日・夜間の相談窓口や相談しやすい雰囲気づくりを求める声が多くあり、相談支援につながりにくい状況の一端が見られます。

※9 愛着関係

人と人との間で形成される、相手と一緒にいることを望み、一緒にいることで大きな安心感、満足感を感じられる関係のこと。子どものこころの健全な発育には、適切な「愛着」形成が重要であり、これにより子どもの対人関係能力や言語能力が伸長するなど、乳幼児期からの親子関係をはじめとした人間関係の影響が大きいとされている。

1 基本理念

基本理念

仙台に暮らす子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って、その将来の可能性を広げることのできる社会の実現を目指します。

前章において見えてきたとおり、生活困窮の問題は、経済的なもののみならず、子どもの就学や生活の質など子育て環境において様々な影響を及ぼすこと等から、「子どもの貧困」を「子どもが通常享受できる生活環境、福祉、医療、教育につなげていない・つながることが困難な状態」としました（第1章参照）。本市としては、その改善に向けた取組を進めていくために、目指すべき理念を上記のとおり決めました。

仙台に暮らす子どもの誰しものが、家庭の経済的な事情等にかかわらず、将来、生活の質を保ちながら社会の中の一員として自立し、幸せに暮らしていくことができるよう、また、経済的な事情に根差す問題により自らの理想の実現に向けた道が閉ざされることのないようにしなければなりません。そのため、家庭・地域・行政が一丸となって、子どもたちの健やかな成長を支えていく取組を推進します。

2 基本目標

上記の基本理念を達成し、併せて実態調査結果等から見えてきた本市における子どもの貧困の状況等を改善するため、以下の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1…… 子どもを支える

家庭の状況にかかわらず子どもが健やかに育つよう、健康的な生活を守り、学びを支援する。

基本目標2…… 家庭を支える

子どもの社会的自立※10を支え、将来の貧困や、貧困の世代間連鎖を防ぐことができるよう、それぞれの家庭の子育てを支援する。

基本目標3…… 地域で支える

現に生活困窮状態にある、または将来的に生活困窮状態に陥りやすい状況にある家庭の子どもを早期に発見し、地域で継続的に支援する仕組みを構築する。

※10 社会的自立

就労による経済的自立のみならず、自身の状況に応じ、心身の健康や生活の管理を行うなどして日常生活を営み、地域とのつながりをもって社会的に生活すること。

3 施策推進の基本的な方向性

基本理念、基本目標の実現に向けた施策の推進を図るため、本計画における本市の子どもの貧困対策の基本的な方向性を、次のとおりとします。

方向性1 子どもの健やかな育ちを応援する

子どもの育ちには、その成長段階に合わせて遊び、学び、多様な体験を積むことが大切です。そして、その育ちを助けるためには、子どもが周囲としっかりとした信頼関係・愛着関係をもつことが大切であり、そのための大人の関わりが必要となります。しかし、生活困窮状態にある子どもの多くは、不安定な家庭環境の影響を受け、近しい人とのコミュニケーションが十分に取れないなどの厳しい環境の中に身を置いています。

このような子どもたちが、学ぶ意欲と学力、適切な生活習慣を身につけられること、安心して居場所と身近な支援者を得られること、そして、将来安心して社会に巣立っていけることを目指して、幼児教育や学校等における放課後の学習支援・生活支援、子どもに寄添う居場所づくり、様々な事情を抱えた子どもの自立支援の充実等、子どもの健やかな育ちを応援する各種施策の推進に取り組みます。

方向性2 安心して子育てができる環境を整える

生活困窮が子どもにもたらす影響は、必要な物や機会を得られないということにとどまらず、経済的な理由により皆にはできるが、自分にはできないという体験の積み重ねが諦めの気持ちを生み、結果的に子どもの将来を狭めて生活の質を落としていくことにつながります。

この経済的な問題に対しては、生活困窮家庭の親子が希望をもって暮らしていけるよう、子どもの生活に直接届く就学援助や医療費助成等の経済的支援と併せ、保護者等が適切に家計管理をできるように支援するなど、経済的な安定を目指す施策の推進に取り組みます。

一方で、困窮する子育て家庭の問題は、経済的困窮のみならず、世代を超えた家族の人間関係の問題、心身の不調、子どもの就学上の問題、DV、虐待等、複数の困難な課題が絡み合うものであることが多く、解決を難しくしています。

この生活困窮の原因にあたる課題へも目を向けて、このような家庭における仕事と子育ての両立の支援や、予防の観点から若い世代へ働きかける啓発事業、母子保健事業の充実等、子どもへの貧困の連鎖を未然に断つことを目指して、安心して子育てができる環境を整える施策に取り組みます。

方向性3 社会とつながる・地域で支える仕組みをつくる

子どもの貧困問題の解決に向けては、生活に困窮する子育て世帯が地域で孤立を深めないようにしつつ、それぞれの家庭の問題が複雑化、深刻化する前に早期から支えていくことが必要です。しかし、支援を要する多くの子どもの存在は、地域の中でもなかなか表には見えにくい状況にあります。

また、子どもの貧困対策では、生活困窮状態にある子育て家庭の生活面の相談支援から、子どもの自立を見据えた就学支援やそれを支える経済的な支援など、息の長い寄り添い支援^{※11}が途切れることなく継続されることが必要です。

本市においては、支援対象の早期把握と継続的な支援に取り組みつつ、各家庭の事情に応じたより相談しやすい体制づくりを進めています。これらの対応をより効果的なものとするため、区役所や学校をはじめ、子育て支援施設、各種専門機関、地域の支援団体など、子どもと関わる多くの支援者が相互に連携し、子どもの貧困に関する諸課題についての理解を深め、協働した取組を進めます。これにより、様々な機会の中で生活困窮家庭が社会とつながり、身近な地域で多様な支援のもと子どもを育てることができる仕組みをつくりまします。

※11 寄り添い支援

生活上の困難に直面している人に対し、個別的・継続的・包括的に支援を実施するもの。伴走型支援、パーソナル・サポートと同意。

《施策の体系》

基本理念

基本目標

方向性と施策体系

仙台に暮らす子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、
夢と希望を持って、その将来の可能性を広げることができる社会の実現を目指します

基本目標1

子どもを支える

家庭の状況にかかわらず
子どもが健やかに
育つよう、
健康的な生活を守り、
学びを支援する

子どもの健やかな 育ちを応援する

- (1) 子どもの生きる力を育む保育・教育の充実
- (2) 子どもの育ちを支える仕組みと場づくり
- (3) 困難な環境で育つ子どもへの支援

基本目標2

家庭を支える

子どもの社会的自立を
支え、将来の貧困や、
貧困の世代間連鎖を
防ぐことができるよう、
それぞれの家庭の
子育てを支援する

安心して子育てができる 環境を整える

- (1) 子どもに届く経済的支援
- (2) 子育て支援体制の充実
- (3) 困難な問題を抱える家庭への支援

基本目標3

地域で支える

現に生活困窮状態にある、
または将来的に
生活困窮状態に陥りやすい
状況にある家庭の子どもを
早期に発見し、
地域で継続的に支援する
仕組みを構築する

社会とつながる・ 地域で支える 仕組みをつくる

- (1) 妊娠期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援
- (2) 支援する人材・体制づくり
- (3) 相談支援体制の充実

第4章 施策の展開

前章において、本市の子どもの貧困対策の「基本理念」と「基本目標」を定めました。その理念と目標の実現に向けて整理した「施策推進の基本的な方向性」(P27)に沿って、本市が本計画の計画期間に取り組むべき主な施策を以下に記載します。

なお、本市施策のうち、子どもの貧困対策に資するその他の関連事業についても、施策体系別一覧にしています。

方向性1 子どもの健やかな育ちを応援する

(1) 子どもの生きる力を育む保育・教育の充実

子どもの学びを支え、社会で生きていく力を育む取組の充実を図ります。

■ 主な施策1 保育事業による養護と教育※12／保育事業(子供未来局)

保育所や認定こども園※13等において、保護者の就労などのため保育が必要な子どもを対象に、健やかに生活できる環境を提供します。生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、家庭との連携のもとに、子どもが安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、健全な心身の発達を図ることを基本として養護と教育を一体的に行います。

また、幼児期の教育の中で、子どもの基本的な生活習慣の確立を図るとともに、実体験(生活体験、自然体験、社会体験)の機会を増やし、自己肯定感や非認知能力※14の向上を図るなど、子どもたちの成長を支え、社会の一員として生きていくための大切な基礎の育成に取り組めます。

■ 主な施策2 学校を活用した学習支援／放課後等学習支援(教育局)

学校の間を活用して放課後等に子どもの自主学習を支援します。教科指導の経験を十分に有する退職教員等が子どもの学習に寄り添い、つまづきを把握し、個に応じたきめ細かな指導を行うことで子どもの学力の向上を図ります。また、子どもに学力面での自信をつけさせることで、不登校等の未然防止にもつなげていきます。

※12 養護と教育

保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりをいう。また、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。

※13 認定こども園

未就学児を対象に教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ「幼保連携型」、認可幼稚園が保育所的な機能を備えた「幼稚園型」、認可保育所が幼稚園的な機能を備えた「保育所型」、幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が必要な機能を果たす「地域裁量型」がある。

※14 非認知能力

粘り強さ、コミュニケーション能力、感情をコントロールする力など、IQや学力テストなどでは測れない内面の力。米シカゴ大学「ペリー就学前プロジェクト」等の研究結果によると、非認知能力は、乳幼児期に育成するのが効果的であるとされている。

■ 主な施策3 中学生向けの学習支援／

学習・生活サポート事業（健康福祉局・子供未来局）

生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施します。

視点3-①（学習支援）

学習習慣の定着や進学に必要な学力の育成等を目的として、支援スタッフ等による学習支援を実施するとともに、社会的経験を積む機会として様々な体験プログラム等を実施するほか、保護者に対する子どもの進路や生活等にかかる相談支援を行います。

また、子どもへのサポートを行う支援スタッフをはじめ当該事業を通じて多くの大人と関わることができ、中学生にとっては自身の将来を考える上でのロールモデル※15となることから、進学等に際してより多くの選択肢をイメージできるようになるとともに、学習意欲の向上につながる効果もあります。

（このほか、P33視点3-②（子どもの生活支援）、P45 視点3-③（家庭への相談支援）に、それぞれ記載があります。）

■ 主な施策4 大学との連携による学習指導／

大学連携による中学生学習サポート事業（教育局）

経済的な理由で学習環境が損なわれている中学生を対象に在仙大学の学生ボランティアによる学習支援を実施します。中学3年生を対象にした冬季休業中の受験対策等を中心に、生徒のよりよい進路の実現を目指して、学習意欲の向上や学習環境の改善、基礎的な学力の定着を図ります。

この事業は、大学との協働により実施するものであり、今後、連携の輪を広げ、取組の拡充を図ることとします。

■ 主な施策5 高校生等への学習支援／

中途退学未然防止等事業（健康福祉局・子供未来局）

生活困窮世帯の高校生等の中途退学を防止し、また、中途退学に至った後のステップにつなげるため、定期的に拠点を開設し、支援スタッフによる進級支援や面談等のサポートを実施します。

視点5-①（学習支援）

学校の課題や進学、高等学校卒業程度認定試験などに向けて、個別の子どもの学習状況に応じた支援を進めていきます。

（このほか、P33 視点5-②（子どもの生活支援）に記載があります。）

※15 ロールモデル

手本として目指したいと思う、自分にとって模範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり模倣したりする対象となる人材。

<関連事業>

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
1	幼児期からの切れ目のない教育の推進	幼稚園・保育所・小学校・中学校等の連携を図り、幼児期からの切れ目のない教育により、小・中学校へ進学する環境の変化に児童生徒が対応できる力を育むとともに、個に応じたきめ細かな指導により学習意欲の向上を図り、基礎的知識の定着や応用力の育成を図る。	教育局 子供未来局
2	小1生活・学習サポーターの配置	小学1年生の教室において児童が落ち着いて学習に取り組める環境をつくるため、地域や保護者の人を委嘱し学級担任をサポートする。	教育局
3	少人数学習推進事業	小・中学校において、児童生徒一人ひとりの個性に合わせた、きめ細やかな指導を行うため、非常勤講師の配置や加配教員の活用等により、少人数学習を推進する。	教育局
4	放課後子ども教室推進事業	地域住民が中心となり組織する運営委員会に業務を委託し、放課後の教室を活動の場として、子どもたちへの体験活動の機会の提供や学習支援等を行う。	教育局
5	土曜日の教育支援体制等構築事業	子どもたちの土曜日の教育活動の充実を目的として、地域の方々の生涯学習の成果を生かしながら、子どもたちに豊かな学びや体験の機会を体系的・継続的に提供する。	教育局
6	多様な教育機会の確保 (フリースクール※16、 夜間中学※17等)	不登校児童生徒が様々な選択ができるようフリースクールとの連携の推進や、夜間中学のあり方の検討を進めるなど、多様な教育機会の確保に努める。	教育局

※16 フリースクール

小・中学校に通っていない義務教育段階の子どもが通う民間の団体・施設。

※17 夜間中学

市町村が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級。義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、外国籍の者等の、義務教育を受ける機会を実質的に保証するための様々な役割が期待されている。

(2) 子どもの育ちを支える仕組みと場づくり

生活困窮家庭の子どもたちの適切な生活習慣の習得や健全な成長を支えるとともに、保護者や周囲の大人が、子どもに寄添って手をかけ、声をかけて育てることができる環境整備に取り組みます。

■ 主な施策3 中学生への支援／学習・生活サポート事業（健康福祉局・子供未来局）

生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施します。

視点3-②（子どもの生活支援）

学習支援の場が安心して過ごせる居場所としても機能するよう、支援スタッフが一人ひとりの子どもとの関わりを持ち、気軽に相談などができるようにするとともに、日常生活習慣の習得や社会的経験を積む機会として、様々な体験プログラム等を実施します。

（このほか、P31 視点3-①（学習支援）、P45 視点3-③（家庭への相談支援）に、それぞれ記載があります。）

■ 主な施策5 高校生等への支援／中途退学未然防止等事業（健康福祉局・子供未来局）

生活困窮世帯の高校生等の中途退学を防止し、また、中途退学に至った後のステップにつなげるため、定期的に拠点を開設し、支援スタッフによる進級支援や面談等のサポートを実施します。

視点5-②（子どもの生活支援）

家庭訪問や保護者との連絡等にも対応するほか、各高等学校とも連携し、子どもに寄り添った支援を進めていきます。

（このほか、P31 視点5-①（学習支援）に記載があります。）

■ 主な施策6 地域の子どもの居場所づくり／子どもの居場所づくり支援事業（子供未来局）

近年、いわゆる「子ども食堂」と呼ばれる取組など、地域の子どもの対象に食事の提供や学習支援等を行う居場所づくりを通じた支援が全国に広がっています。このような、子どもが安心して過ごせる居場所の確保や、地域の支援者による見守りから必要な支援策へつなぐ仕組みづくりを推進するため、地域の子どもの対象とした食事の提供等を通じた居場所づくりに要する経費の助成を行います。また、運営団体間相互のネットワーク化に取り組み、相互連携した情報発信・情報共有を進めることで、継続的な運営を支えています。

<関連事業>

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
7	離乳食教室	乳幼児の食習慣づくりの基礎となる時期に、乳児とその保護者を対象に、発達段階に応じた離乳食の進め方や肥満予防のための食生活等について学ぶことを目的とした教室を開催する。	子供未来局 各区役所
8	保育所における食育の推進	保育指針に基づき、食事のマナー、食習慣、食事前後の衛生習慣等の働きかけを行うなど、日々の生活の中で子どもたちへの食育の充実を図る。	子供未来局

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
9	学校における食育の推進	児童生徒が食事の大切さや食を取り巻く環境・食文化に関する知識や理解を深め、望ましい食習慣を身に付けるため、食習慣に関する調査分析・食育推進に関する研修会・給食訪問での指導助言等を実施する。「食に関する指導の手引」を活用しながら、学校教育の一環として食育に取り組むとともに、家庭や地域、関係機関の協力を得ながら、1日3食をバランスよく食べ、食事を大切にする児童生徒を育成する。	教育局
10	幼児健康診査におけるむし歯ハイリスク児への支援【再掲65】	幼児健康診査において、多数のむし歯がある等のハイリスク児に対しては、歯科医師・歯科衛生士が保健師・栄養士等と連携し総合的な視点で継続的に育児支援を行う。	子供未来局 各区役所
11	フッ化物洗口※18導入支援事業	幼児期後半からのむし歯予防を推進するため、保育所・幼稚園・認定子ども園におけるフッ化物洗口の導入を支援する。	健康福祉局 各区役所
12	フッ化物洗口事業継続補助金事業	フッ化物洗口導入支援事業参加施設である私立幼稚園、私立保育所、認定こども園等を対象として、フッ化物洗口継続実施にかかる費用の一部を助成する。	子供未来局
13	規則正しい生活習慣の確立に向けた支援	充実した学校保健活動の展開や他機関との連携による家庭への支援等を行うことにより、規則正しく健康を意識した生活習慣の確立に向けた取組を推進する。	教育局
14	放課後児童健全育成事業の推進及び児童館事業の充実【再掲69】	児童館に児童クラブを開設し、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し、その育成支援を図る。 また、児童クラブの開設や自由来館児童の受入れのほか、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設等による子育て家庭への支援の充実を図るとともに、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、関係機関等と連携して適切な支援につなげる。	子供未来局
15	ふれあい広場運営	学校に行けない、学校に行っても安らげない、日中の安定した居場所が欲しいなどの青少年が日常的に通所し自主的・主体的に活動できる場として、子供相談支援センター内に「ふれあい広場」を設置する。小学生から概ね20歳の青少年を対象とし、専任相談員やふれあい相談員の支援のもと、様々な体験活動に取り組む中で、人と関わる力や自己肯定感を育て、自立への基礎を培うことを目指す。	子供未来局
16	適応指導教室（杜のひろば）運営	不登校の子どもたちの学校復帰や社会的自立に向けた支援に取り組むとともに、不登校の未然防止に向け、1・2・3運動※19や積極的な小中連携に取り組む。	教育局
17	延長保育事業【再掲44】	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため、保育施設等において通常の開所時間に加え、さらに1～3時間（施設等により異なる）の延長保育を実施する。	子供未来局
18	一時預かり事業【再掲45】	保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化等や、傷病、看護、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などに対応するため一部の私立保育所等で一時預かりを実施する。	子供未来局
19	休日保育事業【再掲46】	保護者の就労形態の多様化等により日曜日や祝日にも保護者が就労するなど、家庭における保育が困難となる場合の保育需要に対応するため、一部の私立保育所で休日保育を実施する。	子供未来局
20	中高生の自主活動支援事業	子育てふれあいプラザ泉中央（のびすく泉中央）において、放課後や学校休業日における家庭や学校以外での主体的活動を通じて、コミュニケーション能力や人的ネットワーク等、主体的な社会参加のために必要な資質を養う場を提供する。	子供未来局

※18 フッ化物洗口

フッ化物洗口液で約1分間ブクブクうがいをする「むし歯予防法」。保育所や幼稚園、学校等において集団で実施することで、子どもたちの家庭背景に左右されることなく、特に永久歯のむし歯予防効果が期待でき、健康格差解消の手段となる。

※19 1・2・3運動

「1週間・1か月間の学校生活の把握」「2方向以上からの情報収集」「3日間連続欠席した際の初動対応開始」をスローガンとした不登校防止のための初期対応。

(3) 困難な環境で育つ子どもへの支援

生活困窮やそれに関係する保護者の疾病、DVによる離婚、児童虐待などがある環境で育つ子どもや保護者がいない場合や虐待などの理由により社会的養護の必要な子どもに対する支援に取り組みます。

■ 主な施策7 児童生徒対象のカウンセリング／

スクールカウンセラー^{※20}配置事業（教育局）

市立の学校に配置するスクールカウンセラーを活用し、児童生徒や保護者対象のカウンセリング、教職員への助言を行い、いじめ・不登校問題や生徒指導上の諸問題の解決を図ります。

■ 主な施策8 児童相談・心理指導・親子こころの相談／児童相談所（子供未来局）

児童相談所において、子どもと保護者の精神的問題などについて、児童福祉司、児童心理司、保健師等が児童及びその保護者からの相談を受け、助言・指導や継続的な心理面接等を行います。また、必要に応じ、嘱託医による診察も実施します。

■ 主な施策9 施設入所児童等への自立支援／社会的養護自立支援事業（子供未来局）

・ 就業支援・アフターケア

児童養護施設等入所（里親委託を含む）児童が将来経済的に自立して生活が営めるよう、就職支援、退所後のアフターフォロー体制を構築し、社会的自立に向けた支援を行います。

対象児童が、施設からの自立後も就労を継続し、安定した生活を営むことができる力を身に付けられるよう、入所中からキャリア教育による職業観の育成や就業体験等の機会を設けるとともに、就職活動期における面接対策等を実施します。

また、施設から退所した児童のうち、就業が長続きしないなど、様々な課題から経済的な自立が果たせない者に対してジョブトレーニングや面接相談等を通じたアフターケアを行います。

・ 22歳までの居住支援・生活支援

児童養護施設等に入所または里親に委託した児童で、18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除後も、自立支援を継続して行う必要がある児童について、原則22歳の年度末まで居住支援や生活支援を行います。

※20 スクールカウンセラー

臨床心理の専門職であり、学校において、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助のほか、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどにあたる。

<関連事業>

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
21	身元保証人確保対策事業	児童養護施設等に入所中または退所した児童等が、就職やアパート等を賃借する際に必要となる身元保証人の損害保険契約の保険料を負担することにより、身元保証人を確保し、児童等の社会的自立の促進を図る。	子供未来局
22	仙台市立高等学校就職支援員配置事業	市立高校に就職支援員を配置し、就職のための企業開拓や情報収集、生徒・保護者への進路相談、面接・作文・小論文指導、キャリア教育支援等、実践的な就職支援を行う。	教育局
23	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援【再掲55】	ひとり親家庭の母、父及び児童が高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の軽減を図るため、受講終了時給付金や合格時給付金を支給する。このことにより、ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、また、一般世帯に比べ進学率が低いなどの課題があるひとり親家庭の児童への支援を行う。	子供未来局 各区役所
24	中途退学未然防止等事業	生活困窮世帯の高校生等の中途退学を防止し、また、中途退学に至った後のステップにつなげるため、定期的に拠点を開設し、支援スタッフによる進級支援や面談等によるサポートを実施する。	健康福祉局 子供未来局
25	学習・生活サポート事業【再掲28・56】	生活困窮世帯の中学生に対し、学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施する。	健康福祉局 子供未来局
26	無職少年の就労支援対策事業	中学校卒業後、あるいは高校を卒業または中退後、職に就いていない、なかなか仕事が長続きせず不安定な生活を送っている、仕事に就くことで生活環境を変える必要があるなどの事情がある青少年に寄り添い、個々の事情をくみ取りながら継続的な就労支援を行う。	子供未来局

方向性2 安心して子育てができる環境を整える

(1) 子どもに届く経済的支援

子どもの生活に欠かせない医療費や学費等への経済的支援を行うとともに、養育費の確保や家計管理の改善など経済的な問題の解決に向け相談できる支援事業等を実施します。

■ 主な施策10 子ども医療費／子ども医療費助成（子供未来局）

子どもを持つ家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健康維持と福祉の増進を図るため、子どもにかかる医療費のうち保険診療による自己負担分を、医療機関窓口での一時払いの無い現物給付※21の方法により助成します。

■ 主な施策11 ひとり親家庭の医療費／母子・父子家庭医療費助成（子供未来局）

母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童及び父母のいない児童にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分の一部を助成します。

■ 主な施策12 学費の助成／就学援助（教育局）

経済的理由により就学が困難な小・中・中等教育（前期課程）学校児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費、修学旅行費、校外活動費、医療費などを支給します。

なお、従来入学後に支給していた新入学学用品に要する費用を、入学前に前倒して支給することに取り組みます。

■ 主な施策13 家計に関する相談／

ひとり親家庭への専門相談・セミナー事業（子供未来局）

母子家庭の母を対象に、就労・自立支援、生活相談等を行う母子家庭相談支援センターにおいて、低収入や借金、養育費※22等の経済的な問題の解決や、子どもの学費や生活費の工面などの家計管理について、詳しく学ぶことができるセミナー等を開催するとともに、家計や就労に関する専門家による個別相談、助言を行います。

また、父子家庭の父を対象に、就労・生活相談等を行う父子家庭相談支援センターにおいて、債務問題や養育費等の法律や生活上の諸問題に対応する弁護士による特別相談を行います。

※21 現物給付

医療保険や福祉サービス等において、児童手当のように金銭で給付されるものに対し、医療や保育等、金銭以外の方法で提供されるものを現物給付という。そこから、一度支払いをしたものに、後日、助成金が給付される形態の制度との区別として、サービスを受ける際に実質的に料金の支払いを要しない仕組みの助成制度等を「現物給付型」という。

※22 養育費

子どもが自立するまで必要とする、生活経費、教育費、医療費等の費用。特に、両親が離婚した場合に、子どもを実際に育てる親が、子どもと離れて暮らす側の親に請求するものをいう。

<関連事業>

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
27	高等学校等修学資金借入支援制度	高等学校等の教育に必要な資金の融資（国の教育ローン）を日本政策金融公庫から受けた生徒の保護者に対して、在学期間中に支払った利子を補給する。	教育局
28	学習・生活サポート事業 【再掲25・56】	生活困窮世帯の中学生に対し、学力の向上のための学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施する。	健康福祉局 子供未来局
29	ひとり親家庭生活支援講習会事業	ひとり親家庭の親子を対象に、育児、養育費等の経済問題、健康づくり等をテーマにした各種生活支援講習会を開催するとともに、個々の家庭の相談に応じることにより、生活の安定を目指した支援を行う。	子供未来局
30	児童扶養手当支給	ひとり親家庭において育成される児童の心身の健やかな成長と当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的として、ひとり親家庭の母または父もしくは父母のない児童の養育者に対し、児童扶養手当を支給する。	子供未来局 各区役所
31	生活保護	憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 生活保護法に基づき、被保護者の必要に応じ、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助（生業や技能修得、高等学校等就学に必要な給付）、葬祭扶助を適用する。	健康福祉局 各区役所
32	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父を対象に、パソコン、介護職員初任者研修等の教育訓練講座を受講するための経費の一部を支給する。	子供未来局 各区役所
33	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等	ひとり親家庭の母または父を対象に、看護師、保育士等、経済的自立に効果的な国家資格等の取得のため養成機関に修業する間の生活費を補助する。また、養成機関への修業終了後に一時金を支給する。	子供未来局 各区役所
34	寡婦（寡夫）控除のみなし適用	税法上の寡婦・寡夫控除が適用されない婚姻暦のない母子家庭の母または父子家庭の父について、保育料、市営住宅の家賃等、各種事業の利用料金の算定にあたり、寡婦・寡夫控除を適用したものとみなして取り扱うことにより、対象家庭の経済的負担の軽減を図る。	子供未来局
35	幼稚園就園奨励費補助事業	幼児教育の振興と保護者の経済的負担の軽減のため、私立幼稚園等の入園料及び保育料の減免を行う。	子供未来局
36	病児・病後児保育利用料金の減免	利用者の経済的負担を軽減するため、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の病児・病後児保育の利用料金を減免する。	子供未来局
37	保育料の負担軽減	低所得のひとり親世帯・障害者世帯に対し、保育料の費用負担を軽減する。	子供未来局

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
38	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、就業するために必要な資格取得費用や子どもの学費、就学支度資金など経済的自立の援助と生活意欲の助長を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供と家計に関する相談を行った上で、各種資金の貸付を行う。	子供未来局 各区役所
39	生活福祉資金貸付	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、経済的立ち直りと生活の安定向上のため、資金の貸付と必要な援助及び指導を行う。	健康福祉局
40	養育費の確保に関する支援の推進	ひとり親家庭における養育費確保に向けた取組の一環として、区役所窓口等において、ひとり親家庭に必要な手続き時などの機会を捉え、養育費に関する知識や取得の手続きなどについて情報提供するほか、パンフレット配布等による広報・啓発を行う。	子供未来局

(2) 子育て支援体制の充実

経済的に困窮する中で仕事と子育ての両立に悩む家庭や、保護者の疾病等により安定した生活ができない家庭等の子育てと生活を支えます。

■ 主な施策14 保育士や栄養士による家庭訪問／訪問型子育て支援事業（子供未来局）

子育てに悩みながらも様々な事情で子育て支援の相談先に出向けない家庭を対象に、保育所から保育士や栄養士等が家庭を訪問し、離乳食、遊び方、子どもの発達等の相談を受け、家庭の中で孤立した育児を支えます。また、必要に応じて保健福祉センターの保健師と連携し、訪問相談から子育て支援事業利用等へつなげる支援を行います。

■ 主な施策15 育児ヘルパー及び専門指導員の派遣／

育児ヘルプ家庭訪問事業（子供未来局・各区役所）

子どもの養育について支援が必要である家庭に対し、育児や家事の援助を行う育児ヘルパー、または育児相談や助言指導等を行う専門指導員（保健師、助産師）を派遣することにより、その家庭の子どもの養育の安定を図ります。

※ 主な施策15 については、このほか、P43に記載があります。

■ 主な施策16 家庭生活支援員の派遣／

ひとり親家庭等日常生活支援事業（子供未来局・各区役所）

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、自立を図るための修学等もしくは疾病等により一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合、または、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じた場合に、家庭生活支援員を利用者の居宅に派遣し、日常生活支援を行うことにより、対象家庭等の生活の安定を図ります。

■ 主な施策17 資格取得支援／

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金（子供未来局・各区役所）

ひとり親家庭の母または父を対象に、パソコン、介護職員初任者研修等の教育訓練講座を受講するための経費の一部を支給します。

■ 主な施策18 修業中の生活費支給／

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等（子供未来局・各区役所）

ひとり親家庭の母または父を対象に、看護師、保育士等、経済的自立に効果的な国家資格等の取得のため養成機関に修業する間の生活費を補助します。また、養成機関への修業終了後に一時金を支給します。

■ 主な施策19 入所施設／母子生活支援施設（子供未来局・各区役所）

ひとり親家庭の母子（暴力から逃れるために避難したために離婚が未成立である場合や夫等が離婚に応じない状況にある場合等、実質的な母子家庭を含む）を入所させて保護するとともに、母子の自立の促進のためにその生活を支援します。併せて退所したのちについても相談その他の援助を行います。

<関連事業>

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
41	新生児訪問等 【再掲61】	保健所職員及び訪問指導員（在宅の保健師、助産師）による新生児の全数訪問を行い、親子の心身の状況や養育環境の把握をし、適切なサービス提供につなぎ、乳児のいる家庭と地域社会とをつなぐ最初の機会とすることで、乳児の家庭の孤立を防ぐ一助とする。	子供未来局 各区役所
42	保育所等地域子育て支援事業	地域の子育て家庭を対象に、保育所等の育児に関する専門的な機能を生かして、子育て家庭の交流の場の提供、来所や電話等による育児相談、子育て講座の開催等の育児支援事業を実施する。	子供未来局
43	児童館による子育て家庭支援	親子を対象とした行事や幼児クラブの開設、子育て相談、子育てサークル等の育成等により、子育て家庭の支援を行う。	子供未来局
44	延長保育事業 【再掲17】	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため、保育施設等において通常の開所時間に加え、さらに1～3時間（施設等により異なる）の延長保育を実施する。	子供未来局
45	一時預かり事業 【再掲18】	保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化等や、傷病、看護、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などに対応するため一部の私立保育所等で一時預かりを実施する。	子供未来局
46	休日保育事業 【再掲19】	保護者の就労形態の多様化等により日曜日や祝日にも保護者が就労するなど、家庭における保育が困難となる場合の保育需要に対応するため、一部の私立保育所で休日保育を実施する。	子供未来局
47	病児・病後児保育	病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童で、保護者の勤務の都合等のため家庭で育児を行うことが困難な児童を対象に、診療所や保育施設に付設された施設等で保育を行う。	子供未来局
48	子育て支援 ショートステイ	小学校修了前の児童を養育している保護者が、疾病や育児疲れ等により、その養育が一時的に困難になった場合に、一定期間、施設で児童を保護・養育する。	子供未来局 各区役所
49	市営住宅の優先入居	母子・父子世帯及び子育て世帯については、市営住宅入居の定期募集において、抽選優遇措置を実施する。また、定期募集とは別に、母子・父子世帯及び子育て世帯を対象とした入居者募集を実施する。	都市整備局
50	仙台市民間住宅入居支援制度	家賃等の支払能力があるものの保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な状態となっている世帯に対し、家賃等債務保証による入居が可能な物件を紹介できる不動産業者（協会員）と家賃等債務保証を取り扱う民間保証会社（協力保証会社）に関する情報提供を行うことにより、円滑な居住確保を支援する。	都市整備局
51	住居確保給付金	就労能力及び就労意欲のある離職者が、住宅を喪失しているまたは喪失するおそれのある場合、賃貸住宅等の家賃相当分を支給するとともに、就労支援員による就労支援等を実施し、再就職に向けた支援を行う。	健康福祉局 各区役所

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
52	ひとり親家庭への就業相談・就業情報提供事業	母子家庭相談支援センター及び父子家庭相談支援センターの相談員が、相談者個別の家庭状況、就業適性、就業経験等に応じた就業相談及び情報提供を行う。	子供未来局
53	自立支援プログラム策定	母子家庭相談支援センター等において、低所得のひとり親家庭について、生活や子育ての状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定する。当該プログラムに基づく就労支援を行うにあたっては、公共職業安定所との連携により、きめ細かな支援を行う。	子供未来局
54	生活困窮者自立支援事業（仙台市生活自立・仕事相談センター運営業務） 【再掲86・92】	生活困窮者の相談を受け、生活や仕事探しなどの課題についてプランを作成し伴走型の支援を行う自立相談支援事業を行うとともに、一般就労に向けての基礎能力の形成を支援する就労準備支援事業を行う。	健康福祉局

(3) 困難な問題を抱える家庭への支援

経済的困窮と、そこに関係するDVや虐待、疾病等の困難な問題を抱える家庭への支援に取り組むとともに、貧困の連鎖を防ぐため、若い世代に向けた啓発や相談事業等の施策を実施します。

■ 主な施策20 就業・自立支援／

ひとり親家庭への就業相談・就業情報提供事業（子供未来局）

母子家庭相談支援センターにおいて、母子家庭の母等を対象に就業・自立相談を実施します。就業支援のみでは自立を図ることができない様々な問題を複合的に抱える母子家庭の母等に対しては、個別事情（就業経験がない、離職期間が長く再就職に不安がある、DV被害から逃れながら心身の立ち直りに時間を要するなど）に留意し、生活の自立から順を追って将来に向けた経済的自立を目指す支援を行います。

父子家庭相談支援センターにおいては、父子家庭の父を対象に就労や生活にかかる相談を実施します。個々の家庭の生活実態やニーズ等を踏まえ、子育てと就労の両立を図るための就業・転職を支援し、また、日常生活、子どもの養育等の家庭生活の問題点を整理して情報提供や助言、問題解決に向けた専門機関等へのつなぎなどを行います。

■ 主な施策15 育児支援／育児ヘルプ家庭訪問事業（子供未来局・各区役所）

子どもの養育について支援が必要である家庭に対し、育児や家事の援助を行う育児ヘルパー、または育児相談や助言指導等を行う専門指導員（保健師、助産師）を派遣することにより、その家庭の子どもの養育の安定を図ります。

※ 主な施策15については、このほか、P40に記載があります。

■ 主な施策21 若い世代に向けた啓発／思春期保健（子供未来局・各区役所）

若年妊娠^{※23}・予期しない妊娠^{※24}等の防止や性感染症の予防等について、中学校、高等学校にて生徒と保護者を対象とした講習会を実施するなど、思春期からの心と体の健康教育の充実に向けた取組を進めます。

※23 若年妊娠

10代における出産は、母自身の学業の断念等により低学歴となるリスク、未婚や不安定な結婚によりひとり親となるリスクが高く、また、それらのことがさらに低所得となるリスクを高めることで、生活困窮や児童虐待の発生に影響する要因の一つとなり得るとして、母子保健等における支援の対象となる。

※24 予期しない妊娠

様々な事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること。出産や中絶が女性に与える身体的、精神的、社会的な問題や子どもの心身の健康に影響する妊娠期の問題との関連のほか、近年は児童虐待防止の観点から取り上げられる。

<関連事業>

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
55	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援 【再掲23】	ひとり親家庭の母、父及び児童が高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の軽減を図るため、受講終了時給付金や合格時給付金を支給する。このことにより、ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、また、一般世帯に比べ進学率が低いなどの課題があるひとり親家庭の児童への支援を行う。	子供未来局 各区役所
56	学習・生活サポート事業 【再掲25・28】	生活困窮世帯の中学生に対し、学力の向上のための学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施する。	健康福祉局 子供未来局
57	乳幼児健診後のフォローの充実	健診後のハイリスク親子（精神的な疾患を有する親、ひとり親、発達上の心配のある子ども、軽度ネグレクト※25など）について、訪問等の個別支援や幼児教室、親同士のグループミーティングを行い、親自身の気づきや意欲を引き出し、主体的な育児を支援する。	子供未来局 各区役所
58	スクールカウンセラー配置事業	市立の学校に配置するスクールカウンセラーを活用し、児童生徒や保護者対象のカウンセリング、教職員への助言を行い、いじめ・不登校問題や生徒指導上の諸問題の解決を図る。	教育局
59	妊娠等に関する相談事業（せんだい妊娠ほっとライン）	予期しない妊娠等、妊娠（妊娠の疑いがある場合を含む）により悩みを抱える者、産後の心身の不調や子育てにより悩みを抱える者等への相談対応や保健指導を行う相談窓口を設置することにより、児童虐待の発生予防を図る。	子供未来局
60	配偶者暴力相談支援センター事業 【再掲95】	配偶者等からの暴力（DV）に関する電話相談窓口「女性への暴力相談電話」により、DV被害の相談や情報提供、助言を行うほか、緊急時の安全確保や各種行政サービス・福祉制度の利用支援、就業や自立に向けた支援など、関係機関との連携を図りながらDV被害者を支援する。	市民局 各区役所

※25 ネグレクト

幼児・児童・高齢者・障害者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。身体的・精神的・性的虐待とならぶ虐待の一つであり、特に親から子どもへの「育児放棄」を指すことが多い。その例としては、子どもに食事を与えない、衣服を着替えさせない、泣いても無視する、病气なのに治療させないなど。

方向性3 社会とつながる・地域で支える仕組みをつくる

(1) 妊娠期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援

支援を要する子どもや支援につながりにくい家庭等を早期に発見し、継続的で切れ目のない支援を行います。

■ 主な施策22 母子保健事業による早期発見・早期対応／

母子保健事業（子供未来局・各区役所）

妊婦健康診査や乳幼児健康診査、新生児等訪問指導等の機会に、養育支援が必要な子どもと家庭を早期に発見し、養育の相談・指導・支援を行うことで、子どもに対する適切な養育環境を整えます。

子どもに育てにくさを感じる、家庭内に問題を抱えている、社会的に孤立し育児の協力者がいないなどの子育てに悩む保護者の気持ちに寄り添いながら、きめ細かな相談支援を行うなど、母子の健康の保持・増進に取り組みます。

また、産婦人科・小児科等の医療機関との連携を継続的に進め、妊娠から出産・子育てまで、切れ目のない支援を行います。

■ 主な施策23 学校における児童生徒への支援体制／

スクールソーシャルワーカー^{※26}活用事業（教育局）

教育委員会に配置するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築や連携・調整を行います。また、学校内におけるチーム体制を構築し、支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供を行うとともに、教職員等への研修活動を実施します。

■ 主な施策3 中学生の家庭への継続支援／

学習・生活サポート事業（健康福祉局・子供未来局）

生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施します。

視点3-③（家庭への相談支援）

当該事業に参加する児童のすべての保護者に対して、子どもの進路や生活等にかかる相談を面談や電話連絡等により行い、家庭状況や相談内容に応じた公的支援の情報提供をするほか、困難な問題を抱える子どもや家庭については、専門の支援機関につなげ、継続的に見守るなどの支援を行います。

（このほか、P31 視点3-①（学習支援）、P33 視点3-②（子どもの生活支援）に、それぞれ記載があります。）

※26 スクールソーシャルワーカー

学校教育現場や教育行政に配置される、社会福祉の知識、技術を持つ専門職。いじめや不登校、児童虐待等の背景には家庭等の環境の問題があると考えられ、関係機関等との連携のもと様々な環境に働きかけることで課題解決を図るコーディネーター的な存在が求められたことから、平成20年に文部科学省において、スクールソーシャルワーカー活用事業が制度化され、全国で実施されるようになった。

<関連事業>

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
61	新生児訪問等 【再掲41】	保健所職員及び訪問指導員（在宅の保健師、助産師）による新生児の全数訪問を行い、親子の心身の状況や養育環境の把握をし、適切なサービス提供につなぎ、乳児のいる家庭と地域社会とをつなぐ最初の機会とすることで、乳児の家庭の孤立を防ぐ一助とする。	子供未来局 各区役所
62	特定妊婦への支援	妊娠期から問題（予期しない妊娠、若年妊娠、経済的困窮、家庭環境面の問題等）があり、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対しては、早期に訪問や面接による支援を開始する。	子供未来局 各区役所
63	幼児健康診査及び事後指導	対象年齢のすべての子どもに対して健康診査を行うなどして、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕（むし歯になること）の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行うことで、幼児の健康の保持及び増進を図る。 また、被虐待児、ハイリスク児を早期に発見し、養育の相談・指導・支援を行うことで、これらの子どもに対する適切な養育環境を整える。	子供未来局 各区役所
64	母親教室・両親教室の充実	妊婦等が、妊娠・出産・育児について必要な知識や技術を習得し、不安を軽減してそれらに主体的に取り組める姿勢を養うとともに、地域の中での育児の仲間づくりを促進するため、妊婦及びその配偶者を対象に集団指導・グループワークを実施する。	子供未来局 各区役所
65	幼児健康診査におけるむし歯ハイリスク児への支援 【再掲10】	幼児健康診査において、多数のむし歯があるなどのハイリスク児に対しては、歯科医師・歯科衛生士が保健師・栄養士等と連携し総合的な視点で継続的に育児支援を行う。	子供未来局 各区役所
66	育児ヘルプ家庭訪問事業	子どもの養育について支援が必要である家庭に対し、家事援助等を行う育児ヘルパーと共に専門指導員（保健師、助産師）を派遣して相談や助言を行うことで、養育の安定と子どもの健全育成を図る。	子供未来局 各区役所
67	訪問栄養指導事業	保健所職員及び訪問栄養相談員（地域活動栄養士）が家庭を訪問し、健康状態や育児環境、療育状況等に応じた、食生活全般にわたる具体的な指導助言を行うことにより、生涯の基盤となる望ましい食生活の実践を支援する。	健康福祉局 各区役所
68	保育所における保護者支援	保育所入所児の保護者に対し、子どもの発達上の課題や育児不安等への個別支援等、保育所の特性を活かした支援に努める。また、保護者の不適切な養育などが疑われる場合は、専門機関と連携した速やかな対応を行う。	子供未来局

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
69	放課後児童健全育成事業の推進及び児童館事業の充実【再掲14】	児童館に児童クラブを開設し、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し、その育成支援を図る。 また、児童クラブの開設や自由来館児童の受入れのほか、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設等による子育て家庭への支援の充実を図るとともに、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、関係機関等と連携して適切な支援につなげる。	子供未来局
70	民生委員児童委員・主任児童委員※27による相談活動の推進	子育て家庭等が抱える悩みについて相談に応じ、利用できる制度、施設等について助言し、問題の解決に努めることにより、地域における福祉の向上を図る。	健康福祉局 子供未来局
71	小地域福祉ネットワーク活動	地区社会福祉協議会が実施する小地域福祉ネットワーク活動の中で、子育て家庭等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、民生委員児童委員やボランティア団体等との連携による子育てサロン等の活動を推進する。	健康福祉局
72	街頭指導活動事業	繁華街等の青少年が集まる場所等を巡回し、声掛けを通して、非行の未然防止や早期発見、早期対応、犯罪被害の防止等を図る。また、巡回で出会う青少年との関わりの中から、背景にある問題点を見出し、必要な支援を行う。	子供未来局
73	子育てふれあいプラザ（のびすく）運営事業【再掲88・93】	乳幼児親子が気軽に立ち寄り交流できる場の提供、子育てに関する相談、子育て支援に関する様々な情報の提供等により、保護者の子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子育ての楽しさを実感する機会を提供する。また、本市の子育て支援ネットワークの中核施設として、地域の子育て支援施設、機関及び関係者との連携と事業支援を図る。	子供未来局

※27 民生委員児童委員・主任児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、無報酬のボランティアとして、地域での住民への相談援助、福祉事務所等関係行政機関の業務への協力などの活動を行う。また、児童福祉法に定める「児童委員」を兼ねる。

児童委員は、地域の子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。

(2) 支援する人材・体制づくり

子どもに関する各種の施設、専門機関、福祉団体等において、困難ケースに対応する専門性を高める研修を行うなどの人材育成に取り組みます。また、早期発見・早期対応の相談体制の強化やワンストップ※28相談拠点の充実、支援者のネットワーク形成など、支援体制づくりを進めます。

■ 主な施策24 早期発見・早期対応の相談支援体制の強化／

子どもがつながる支援体制構築（子供未来局）

支援を必要とする子どもが、早い機会に支援につながることで、問題の種別やライフサイクルの切れ目を超えて継続的に支援を受けられることなどを目指す相談支援体制のあり方を探るため、現行の相談現場における課題を抽出し、支援の体制や手法を検討していきます。

<関連事業>

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
74	保育専門技術向上支援事業（スーパーバイズ※29事業）	子ども一人ひとりの特徴を踏まえたきめ細やかな保育を実現するとともに、保護者への適切な支援を図るために、発達心理学や臨床心理学の外部専門家等による、保育所への巡回相談を実施する。困難ケースを抱えている保育所を対象に、スーパーバイザーにより個々のケースの適切な理解や具体的な対応のアドバイスを行う。	子供未来局
75	特別（保育）支援コーディネーター養成事業	障害児のほか、いわゆる「気になる子ども」や育児が困難な保護者への支援を行う保育士等の知識技術の向上をめざし、初級研修、フォローアップ研修、チーフコーディネーター研修等、各種研修を実施する。このことにより、保育所内で核となる人材の育成を図り、ケース会議の運営や困難クラスへの支援等の質の向上につなげる。	子供未来局
76	小中高等学校生徒指導担当者会（教員への子どもの貧困問題に関する研修）	教職員に対して、スクールソーシャルワーカー等の活用について、積極的に周知し浸透させていく研修会を実施する。	教育局
77	保健師等母子保健従事者の職員研修の充実	児童虐待予防に向けた養育支援などを含む子育て支援に関わる専門職種の研修の充実に努め、職員の専門性、技術の向上を図る。	子供未来局

※28 ワンストップ

すべての買い物が一カ所でできるワンストップ・ショッピングから派生した考え方で、福祉行政サービスにおいては、相談窓口を一本化する総合窓口の設置や情報システムの導入による複数手続きの連動等で、手続きにかかる負担を軽減するサービスの提供方法をいう。また、必要なサービスを適切に提供するため、対象者に個別的・継続的・制度横断的な寄り添い支援を行うことも含めている場合もある。

※29 スーパーバイズ

精神医療や福祉、教育、介護等の分野で対人の援助を行う職にある者に対し、指導者（スーパーバイザー）が行う教育訓練の過程。対人援助者の専門家としての資質・技術の向上を目指すために継続的に行われる。

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
78	発達相談支援センター「アーチル」※30による施設支援	児童発達支援事業所、児童発達支援センター、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、障害福祉サービス事業所等、関係機関からの相談や要請に基づき、施設を訪問し発達障害にかかる相談支援を行う。	健康福祉局
79	精神保健福祉総合センター「はあとぼーと仙台」※31による地域総合支援事業	保健所、精神科医療機関及び精神障害者に対する福祉サービスを提供する事業所等の関係機関が行う精神障害者等への支援に対し、地域精神保健福祉活動、地域移行支援及び地域定着支援等の技術援助を実施する。	健康福祉局
80	児童相談所の専門性強化	専門性強化を図るため、児童福祉司任用前講習・任用後研修、職域別のグループスーパービジョン、面接スキル等の研修を実施するとともに、外部の専門機関等が開催する各種研修会等への参加に取り組む。	子供未来局
81	児童館等の職員研修の充実	放課後児童支援員等の必要な知識及び技能の習得を目的に、児童の発達や要支援児への対応等に関する研修会を実施する。	子供未来局
82	ひとり親家庭相談支援センター事業による相談員研修	各区の母子・父子自立支援員（家庭相談員）、ひとり親家庭相談支援センター事業の相談員、その他ひとり親等への就労支援関係者に対する研修会を実施し、地域の雇用状況など就業関係の情報を提供するとともに、相談支援業務に必要な専門知識の普及、資質向上のための事例研究等を行う。	子供未来局
83	生活保護現業職員（ケースワーカー等）研修	生活保護現業職員（ケースワーカー等）として必要な知識及び基本的姿勢を習得し、業務遂行能力の向上を図る。	健康福祉局
84	精神保健福祉総合センター「はあとぼーと仙台」による思春期問題研修講座	思春期の事例に関わる教職員や行政職員等を対象として、思春期精神保健に関する基本的な知識を提供する。	健康福祉局
85	妊娠・出産包括支援事業	妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行うワンストップ拠点である区役所家庭健康課及び総合支所保健福祉課を「子育て世代包括支援センター」と位置付け、保健師等が妊産婦からの相談に総合的に対応するとともに、必要なサービスをコーディネートし、切れ目のない支援を実施する。	子供未来局 各区役所

※30 発達相談支援センター「アーチル」

乳幼児から児童・成人までの発達障害（疑いを含む）のある人とその家族の生活を地域で支える相談支援機関。出会いと生涯ケアの実現のため、関係機関との連携のもと、個々のニーズに応じ、ライフステージを通じた一貫した支援を行っている。

※31 精神保健福祉総合センター「はあとぼーと仙台」

こころの健康や精神障害者の保健福祉に関する相談、精神障害に関する知識の普及啓発、専門的な知識に基づいた技術支援や、精神障害者の社会復帰に関するデイケア指導などの幅広い業務を行う精神保健福祉の専門機関。

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
86	生活困窮者自立支援事業（仙台市生活自立・仕事相談センター運営業務） 【再掲54・92】	生活困窮者の相談を受け、生活や仕事探しなどの課題についてプランを作成し伴走型の支援を行う自立相談支援事業を行うとともに、一般就労に向けての基礎能力の形成を支援する就労準備支援事業を行う。	健康福祉局
87	児童館による地域交流	地域との連携事業の実施や交流活動を通して、地域コミュニティの活性化を図るとともに、子育て支援クラブや子ども会などの児童館を拠点に活動する、児童の健全育成を図る団体の育成支援を行う。	子供未来局
88	子育てふれあいプラザ（のびすく）運営事業 【再掲73・93】	乳幼児親子が気軽に立ち寄り交流できる場の提供、子育てに関する相談、子育て支援に関する様々な情報の提供等により、保護者の子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子育ての楽しさを実感する機会を提供する。また、本市の子育て支援ネットワークの中核施設として、地域の子育て支援施設、機関及び関係者との連携と事業支援を図る。	子供未来局

(3) 相談支援体制の充実

生活困窮家庭に関係する様々な課題に対応するため、各機関の相互連携等を推進し、支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

■ 主な施策25 相談体制の充実／ 子供家庭総合相談事業（子供未来局・各区役所）

区役所において、子どもと家庭に関する保健及び福祉サービスを総合的に提供します。

この相談事業では、家庭児童、婦人保護、ひとり親家庭及び母子保健の4分野に係る相談に対応し、必要に応じて支援関係者等で構成する処遇会議において処遇方針を立てて相談者への支援を行います。相談には、家庭相談員（家庭児童相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員）、社会福祉主事及び保健師が対応にあたり、総合的な枠組みで、対象者を必要な支援制度につなげます。

また、複雑な問題を抱えるケースに対応するため、児童相談所や発達相談支援センターをはじめとする各種分野の関係機関等との連携を強化するとともに、研修などの実施により、相談にあたる職員の援助能力の向上を図ります。

<関連事業>

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
89	ヤングテレホン相談・面接相談・メール相談	子供相談支援センターにおいて、青少年や保護者からの悩みや不安について相談を受け、問題の整理や助言を行う。また、相談の内容により必要に応じて専門機関を紹介するなど、青少年に関する相談に幅広く対応する。	子供未来局
90	児童相談所の機能強化	児童虐待や非行等様々な問題を抱える子どもへの相談・援助を行うため、児童虐待対応に特化した係の設置や職員の専門性の強化など、児童相談所の機能強化を図る。	子供未来局
91	ひとり親家庭相談支援センター事業	母子家庭相談支援センター及び父子家庭相談支援センターにおいて、ひとり親家庭等の自立に向けた就労、生活等に係る相談及び情報提供を行う。 相談者の必要に応じて、離婚等による精神的な立ち直りに寄添う傾聴から、具体的な就労に向けた支援まで、きめ細かな自立支援を行う。	子供未来局
92	生活困窮者自立支援事業（仙台市生活自立・仕事相談センター運営業務） 【再掲54・86】	生活困窮者の相談を受け、生活や仕事探しなどの課題についてプランを作成し伴走型の支援を行う自立相談支援事業を行うとともに、一般就労に向けての基礎能力の形成を支援する就労準備支援事業を行う。	健康福祉局
93	子育てふれあいプラザ（のびすく）運営事業 【再掲73・88】	乳幼児親子が気軽に立ち寄り交流できる場の提供、子育てに関する相談、子育て支援に関する様々な情報の提供等により、保護者の子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子育ての楽しさを実感する機会を提供する。また、本市の子育て支援ネットワークの中核施設として、地域の子育て支援施設、機関及び関係者との連携と事業支援を図る。	子供未来局

No	事業名	事業概要及び計画内容	担当局
94	発達相談支援センター「アーチル」等での障害児相談支援	発達相談支援センター「アーチル」が児童発達支援センター等他の相談支援機関と連携し、発達に不安を抱える子どもや保護者の相談に応じ、障害児の早期療育・早期支援を行う。	健康福祉局
95	配偶者暴力相談支援センター事業【再掲60】	配偶者等からの暴力（DV）に関する電話相談窓口「女性への暴力相談電話」により、DV被害の相談や情報提供、助言を行うほか、緊急時の安全確保や各種行政サービス・福祉制度の利用支援、就業や自立に向けた支援など、関係機関と連携を図りながらDV被害者を支援する。	市民局 各区役所
96	要保護児童対策地域協議会	虐待を受ける要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦の早期発見と適切な保護・支援を目的に、関係機関が情報を共有し連携して支援を行うための協議会を設置する。	子供未来局 各区役所

1 計画の推進体制

生活困窮家庭への支援を進めるにあたっては、子どもの学びや生活等、幅広い支援が必要であることから、学校をはじめとする教育部門や福祉部門等の相互の連携のもと、多岐にわたる施策を包括的に推進する必要があります。また、その取組は同時に、子どもの成長に寄り添う継続的なものであることが求められます。

庁内の関係各局で構成する調整会議を活用し、子どもの貧困に関する課題意識の共有を図ります。これにより、各施策相互の整合性を図るとともに効果的な連携を進め、子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

また、これら取組を進める上では、子育て支援に関わる各種専門機関や地域団体等との連携も十分に図ります。情報共有を密に行い、役割分担をしながら、それぞれの家庭が安心して子育てをしていくことができる仕組みづくりを進めます。

2 各施策の実施状況の把握

本市における子どもの貧困の状況の改善に向け、本計画の基本理念と基本目標の実現を目指して、計画期間（平成30～34年度）に本市が取り組む施策を第4章にまとめました。

このうち、「主な施策」の中で、事業の実態が利用者数等の数値で把握することが可能な以下のものについては、実施状況を毎年度確認し、その内容を公表するとともに以降の施策の展開に活かしていくこととします。

- 学習・生活サポート事業
- 中途退学未然防止等事業
- 社会的養護自立支援事業
- ひとり親家庭への専門相談・セミナー事業
- ひとり親家庭への就業相談・就業情報提供事業
- スクールカウンセラー配置事業
- スクールソーシャルワーカー活用事業
- 子供家庭総合相談事業

3 調査

平成28年度に実施した実態調査においては、所得に応じて顕著な差がみられる項目がありました。これらについては、第2章に掲載した子どもの貧困に係る現状に深く関連する項目でもあることから、計画最終年度（平成34年度）に向けて今回の調査と同様の手法等により、状況の把握を行います。

また、関連する各種統計データについての情報を定期的に収集するほか、国における子どもの貧困に関する調査研究への取組状況等を踏まえ、必要に応じて調査内容の見直しを行います。

4 評価

上記の各施策の実施状況については、調査結果等を参考としつつ、外部の第三者の意見を受ながら評価を行い、その内容を踏まえ、次期計画策定と各施策内容の検討等を進めます。



資料編

1 仙台市子どもの貧困対策計画策定協議会

委員名簿

任期：平成29年7月3日～平成30年3月31日

	氏名	職業又は所属・役職等
会長	佐藤 静	宮城教育大学教職大学院教授
委員	荒 美也子	宮城県警察本部生活安全部少年課 少年サポートセンターせんだい所長
委員	荒井 崇	東北大学大学院法学研究科・公共政策大学院 教授・公共政策大学院副院長
委員	行場麻衣子	公益財団法人せんだい男女共同参画財団 仙台市母子家庭相談支援センター所長
委員	小林 好美	仙台市小学校校長会 仙台市立国見小学校校長
委員	佐藤 英拓	仙台ともしび法律事務所弁護士
委員	菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会会長
委員	鈴木 重良	仙台市児童養護施設協議会会長
委員	門間 尚子	せんだいこども食堂代表

仙台市子どもの貧困対策計画策定協議会協議経過

第1回計画策定協議会 平成29年7月3日（月）	会長等選出 議 事 (1) 協議会の運営について (2) 仙台市子どもの貧困対策計画の策定について（趣旨説明） (3) 仙台市子どもの生活に関する実態調査の結果について (4) 仙台市子どもの貧困対策の実績について
第2回計画策定協議会 平成29年9月8日（金）	議 題 仙台市の子どもの貧困問題の現状について
第3回計画策定協議会 平成29年10月16日（月）	議 題 仙台市子どもの貧困対策計画 骨子について
第4回計画策定協議会 平成29年11月8日（水）	議 題 仙台市子どもの貧困対策計画 素案について
第5回計画策定協議会 平成29年11月30日（木）	議 題 (1) 仙台市子どもの貧困対策計画 中間案について (2) パブリックコメント手続きの実施について
第6回計画策定協議会 平成30年2月13日（火）	議 題 (1) パブリックコメントの実施結果について（※） (2) 子どもの貧困対策の新規・拡充事業について (3) 仙台市子どもの貧困対策計画 最終案について

※ 仙台市子どもの貧困対策計画【中間案】に関する市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果

- ・実施期間：平成29年12月22日（金）～平成30年1月22日（月）
- ・意見提出者・団体数：12
- ・意見件数：67

仙台市子どもの貧困対策計画策定協議会設置要綱

(平成29年5月15日市長決裁)

(設置)

第1条 本市における子どもの貧困対策についての計画(以下「子どもの貧困対策計画」という。)を策定するに当たり、有識者等の意見を聴取し、子どもの貧困対策計画に反映させるため、仙台市子どもの貧困対策計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 本市の子どもの貧困対策に関する基本的な方針に関すること
- (2) 本市の子どもの貧困対策に関し、本市が重点的に講ずべき施策に関すること
- (3) その他子どもの貧困対策計画に係る必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成30年3月31日までとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、子供未来局子供育成部子供家庭支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月15日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

2 関係法令等

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)のっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しな

ければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況に

ある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 大綱の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。
- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子供の貧困対策に関する大綱

～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～

(平成26年8月26日閣議決定)

第1 はじめに

(「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定)

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。その子供たちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要である。しかしながら現実には、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない。政府の調査によれば、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しく(*1)、また、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率も全体と比較して低い水準になっている(*2)。

子供たちの将来と我が国の未来をより一層輝かしいものとするためには、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子供の貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要である。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。

このような事情等を背景に、昨年(平成25年)6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法律」という。)*が国会の全会一致で成立し、本年(平成26年)1月に施行された。

(大綱案作成の経緯)

政府では、本年4月、同法に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、同会議において「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」を決定し、子供の貧困対策に関する大綱の案を年央を目途に作成することとした。

また、同作成方針においては、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下で関係者の意見を聴取する会議を開催することとされた。この方針を受け、内閣府特命担当大臣の決定により、子供の貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、計4回にわたり、幅広く関係者から意見聴取を行った。同検討会では、それらの意見を整理し、「大綱案に盛り込むべき事項について(意見の整理)」として6月20日に内閣府特命担当大臣

に提出した。

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子供の貧困対策会議において大綱案を作成した。

(子供の貧困対策の意義と大綱の策定)

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。

そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。

子供の貧困対策は、法律の目的規定(第1条)にもあるとおり、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものであるが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むということが重要である。

国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにするとともに、一人一人の活躍によって活力ある日本社会を創造していく、という両面の要請に応えるものとして子供の貧困対策を推進する。

2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。

子供の貧困対策は、基本として、一般的な子供関連施策をベースとするものであり、子供の成育環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図ることが不可欠である。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮する。

*1 子供の貧困率16.3% (2012年厚生労働省データ) (2010年 OECD 加盟34カ国中25位)
(OECD(2014) データ※日本の数値は2009年15.7%)

*2 生活保護世帯の子供の高等学校等進学率90.8% (全体98.6%) (2013年厚生労働省/文部科学省データ)

児童養護施設等に入所している子供や生活保護世帯の子供、ひとり親家庭の子供など、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じよう配慮する必要がある。

また、大規模災害による遺児・孤児など被災した子供について、子供の貧困対策の観点からも適切な支援が行われるよう配慮する。

さらに、施策の実施に当たっては、対象となる子供に対する差別や偏見を助長することのないよう十分留意する。

3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

子供の養育について、家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方などの影響により、子供の貧困の実態は見えにくく、捉えづらいといわれている。子供の貧困対策に取り組むに当たっては、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。

我が国における従来の調査研究の取組状況を見た場合、子供の貧困の実態が明らかになっているとはいえず、難しい点が認められる。このため、実態把握のための調査研究に取り組み、その成果を対策に生かしていくよう努める。

4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、本大綱において子供の貧困に関する指標を設定して、その改善に向けて取り組むこととしている(下記第3及び第4参照)。

指標の動向を確認し、これに基づいて施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するとともに、必要に応じて対策等の見直しや改善に努める。

5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

教育の支援においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図ることなどにより、子供及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいままでもない。

収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子供に示すことによって、子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることから、保護者の就労支援の充実を図る必要がある。

8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えるものとして位置付けて確保する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があり、経済的支援に関する施策については子供の貧困対策の重要な条件として、確保していく必要がある。

9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開していく必要がある。

10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

法律では、施行後5年を経過した時に、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている(附則第2条)。

このことを踏まえ、本大綱では、当面今後5年間に於いて政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課

題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率

90.8%

全日制67.6%、定時制11.5%、通信制5.1%、中等教育学校後期課程0.1%、特別支援学校高等部4.9%、高等専門学校0.7%、専修学校の高等課程0.9%

(注) 法律第8条第2項第2号の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であってその年度に中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合であるが、平成25年4月1日現在の生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率については、特別支援学校の中学部を卒業した者は含まれない。

(出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成25年4月1日現在))

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率

5.3%

(注1) 平成24年4月の在籍者数の総数で、平成25年3月までに中退した者の数を除いたもの。

(注2) 高等学校等には、高等学校(定時制・通信制を含む。)、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まれない。

(出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)

○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率

進学率 32.9%(大学等 19.2%、専修学校等 13.7%)

(注) 平成25年3月に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者(年度途中で卒業を認められた者を含む。)のうち、大学等(大学及び短期大学)、専修学校等(専修学校及び各種

学校)に進学した者の割合。

(出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成25年4月1日現在))

○生活保護世帯に属する子供の就職率

・中学校卒業後の進路 就職率 2.5%
・高等学校等卒業後の進路 就職率 46.1%

(注1) 平成25年3月に中学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者のうち、学校等へ進学せずに就職した者の割合。

(注2) 平成25年3月に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者(年度途中で卒業を認められた者を含む。)のうち、就職した者の割合。

(出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成25年4月1日現在))

○児童養護施設の子供の進学率及び就職率

・中学校卒業後の進路 進学率 96.6%(高等学校等 94.8%、専修学校等 1.8%) 就職率 2.1%
・高等学校等卒業後の進路 進学率 22.6%(大学等 12.3%、専修学校等 10.3%) 就職率 69.8%

(注1) 平成24年度末に中学校又は高等学校等を卒業した者のうち、平成25年5月1日現在の進路。

(注2) 高等学校等:高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校(1学年～3学年)

大学等:大学、短期大学及び高等専門学校(4学年～5学年)

専修学校等:学校教育法に基づく専修学校及び各種学校並びに 職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

(出所:厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ)

○ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)

72.3%

(注) 母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所又は幼稚園が選択されている者の割合。

(出所:平成23年度全国母子世帯等調査)

○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率

・中学校卒業後の進路 進学率 93.9%(高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%) 就職率 0.8%

・高等学校卒業後の進路 進学率 41.6%(大学等 23.9%、専修学校等 17.8%) 就職率 33.0%

(注1) 中学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、平成23年11月1日現在で高等学校、高等専門学校に在籍又は就労して

いる者の割合。

(注2) 高等学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、平成23年11月1日現在で大学等(大学及び短期大学)、専修学校等に在籍又は就労している者の割合。

(出所:平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計))

○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率

・スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人(平成25年度)

・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合(平成24年度)小学校 37.6%、中学校 82.4%

※その他教育委員会等に1,534箇所配置

(出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)

○就学援助制度に関する周知状況

・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%(平成25年度)

・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%(平成25年度)

(出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)

○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子)

・無利子 予約採用段階: 40.0% 在学採用段階:100.0%

・有利子 予約採用段階:100.0% 在学採用段階:100.0%

(注1) 予約採用:進学前に在籍する高等学校等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、進学後の奨学金を予約する制度。

在学採用:進学後に進学先の大学等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、奨学金を貸与する制度。

(注2) 平成25年度においては、在学採用では100%貸与出来ているが、これは、予約採用段階で無利子の貸与の条件を満たしつつも採用に至らなかった学生等のうち多くの者が予約採用の有利子を選択したことが原因の一つと考えられる。

(出所:独立行政法人日本学生支援機構調べ(平成25年度実績))

○ひとり親家庭の親の就業率

・母子家庭の就業率:80.6%(正規の職員・従業員:39.4% パート・アルバイト等:47.4%)

・父子家庭の就業率:91.3%(正規の職員・従業員:67.2% パート・アルバイト等: 8.0%)

(出所:平成23年度全国母子世帯等調査)

○子供の貧困率 16.3%

(注) 17歳以下の子供全体に占める、貧困線(等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額)に満たない17歳以下の子供の割合。

(出所:平成25年国民生活基礎調査)

○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%

(注) 子供がいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満で子供(17歳以下)がいる世帯)のうち、大人(18歳以上)が一人の世帯の世帯員全体に占める、貧困線に満たない世帯員の割合。

(出所:平成25年国民生活基礎調査)

第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子供の貧困対策を展開する。

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、学力や学校運営等に課題がある市町村に対し、国が直接改善方策の専門的助言・体制の整備など重点的な支援を行うことを通じ、当該市町村の自律的な改善サイクルを確立する。

また、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促進する。

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、

児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。

さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

(地域による学習支援)

放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティスクール(学校運営協議会制度)の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

(高等学校等における就学継続のための支援)

高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。

また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して

質の高い幼児教育を受けられるよう、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図る。

また、質の高い幼児教育を保障するに当たっては、とりわけ小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、自治体における保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実等の方策について検討を進める。

さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

(3) 就学支援の充実(義務教育段階の就学支援の充実)

義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト(仮称)」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。

(「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減)

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、平成26年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などについて、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。

そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受入れの拡大を図る。

(特別支援教育に関する支援の充実)

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

(4)大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)

高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。

また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。

(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。

また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。

(5)生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。

また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気軽に相談できる児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮し

た支援の充実を図る(再掲)。

また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。

(6)その他の教育支援

(学生のネットワークの構築)

悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

(夜間中学校の設置促進)

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。

(子供の食事・栄養状態の確保)

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

(多様な体験活動の機会の提供)

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

2 生活の支援

(1)保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援

を行う。また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。

(保育等の確保)

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

(保護者の健康確保)

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。また、乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。

(母子生活支援施設等の活用)

専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。

(2)子供の生活支援

(児童養護施設等の退所児童等の支援)

自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。また、児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。

(食育の推進に関する支援)

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。

また、保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

なお、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。

また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。

(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援)

生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童

解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する(再掲)。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する(再掲)。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する(再掲)。

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備 (関係機関の連携)

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。

(4) 子供の就労支援

(ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)

母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する(再掲)。

(親の支援のない子供等への就労支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。

(定時制高校に通学する子供の就労支援)

ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人への積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。

(高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。

(5) 支援する人員の確保等

(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)

社会的養護の推進のため、児童養護施設における職員の配置基準の見直しや里親支援担当職員の配置の推進等について検討する。併せて、新たに里親になる人材の発掘について、自治体が行う先進的な取組を紹介するなど人材の確保に努める。

また、児童相談所職員の専門性を強化するため

の研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。

(相談職員の資質向上)

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

また、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成するとともに、当面は国において研修を行う。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家(医師、看護師、精神保健福祉士等)を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

(6) その他の生活支援

(妊娠期からの切れ目ない支援等)

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う(再掲)。

(住宅支援)

母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施しており、引き続きこうした取組により子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。

3 保護者に対する就労の支援

(親の就労支援)

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援

を行う(再掲)。就業支援専門員は、ひとり親家庭の雇用形態の改善のため、キャリアアップ・転職支援も行う。また、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。

高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。また、母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

(親の学び直しの支援)

自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給する。

(就労機会の確保)

ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。また、各府省庁は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。

4 経済的支援

(児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し)

児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努める。

(ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討)

ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査・研究の実施を検討する。

(母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大)

母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父

子家庭に拡大したところであり、貸付事務等の円滑な履行に努める。

(教育扶助の支給方法)

生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施する。

(生活保護世帯の子供の進学時の支援)

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学検査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

(養育費の確保に関する支援)

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいことであることから、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行う。

5 その他

(国際化社会への対応)

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

第5 子供の貧困に関する調査研究等

これまで我が国においては、子供の貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行われてきたとはいえない状況にある。上記第2の基本的な方針を踏まえ、今後の対策推進に資するよう、以下に掲げるような子供の貧困に関する調査研究等に取り組みこととする。

1 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施する。

また、今後、子供の貧困対策として様々な施策が実施されることになるが、それらの施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に資するよう、子供の貧困対策の効果等に関する調査研究の実施について検討する。

2 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究

子供の貧困に関する指標については上記第3に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後さらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討する。

3 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

国や地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子供の貧困の実態や国内外の調査研究の成果等子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行う。

また、地方公共団体が地域における子供の貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子供の貧困の実態や特色ある先進施策の事例など必要な情報提供に努める。

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、子供に関連する全ての政策分野、特に、児童虐待対策分野、青少年育成支援分野等との緊密な連携に留意する。

さらに、子どもの貧困対策会議が、施策の総合推進機能を十分に発揮できるよう、同会議の事務局である内閣府の担当部署を中心に、必要な推進体制の構築とその効果的な運用に努める。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。

このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネット

ワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策について検討を行うための仕組みを設ける。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する。

つなぐ・つながる 仙台子ども応援プラン
—仙台市子どもの貧困対策計画—

平成30年3月

編集・発行 仙台市子供未来局子供育成部子供家庭支援課
仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
Tel 022-214-8606